

第二期板柳町いのちを支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない板柳町をめざして～

2024年(令和6年)3月

青森県 板柳町

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定・見直しの趣旨	5
2 計画の理念	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	6
5 計画の数値目標	6

第2章 板柳町の自殺をめぐる現状

1 全国における自殺者の推移	9
2 板柳町における自殺者の推移と傾向	10
3 地域自殺実態プロファイル抜粋	11
4 自殺に関連するデータ	13
5 町民意識調査の結果	16

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本的な考え方	29
2 5つの基本施策	30
(1) 地域におけるネットワークの強化	30
(2) 自殺対策を支える人材の育成	31
(3) 住民への啓発と周知	32
(4) 生きることの促進要因への支援	34
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	35
3 4つの重点施策	36
(1) 子供・若者対策	36
(2) 勤務・経営者問題対策	37
(3) 高齢者	38
(4) 生活困窮者	39
4 生きる支援関連施策	41

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制等	63
--------------	----

資料編

1	板柳町いのちを支えるネットワークフローチャート	67
2	町民意識調査票	69
3	板柳町いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱	73
4	自殺対策基本法	75
5	板柳町健康づくり推進協議会委員名簿	81

第 1 章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定・見直しの趣旨

- 自殺対策に関して、国においては2006年(平成18年)10月に「自殺対策基本法」が施行され、2007年(平成19年)6月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。
- また、2016年(平成28年)4月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。2017年(平成29年)7月には、自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱」が見直され、この中で、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であることが明記されるとともに、自殺対策の本質が生きることの支援にあたることが改めて認識されることとなりました。2022年(令和4年)10月には、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

改正自殺対策基本法

(第13条第2項)

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

自殺総合対策大綱

地方公共団体は、大綱及び地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

2 計画の理念

この計画は、板柳町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 法制度や他の計画等との関係

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、板柳町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「板柳町長期振興計画」、「健康いたやなぎ21」や「板柳町老人福祉計画・介護保険事業計画」、「板柳町地域福祉計画」、「板柳町障害福祉計画」との整合を図っています。

(2) SDGsとの関係

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

4 計画の期間

本計画の期間は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。

国の自殺総合対策大綱の見直しや国の動き、自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

5 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、2026年(令和8年)までに2015年(平成27年)と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしています。

板柳町においては、「自殺者ゼロ」の実現を目指します。

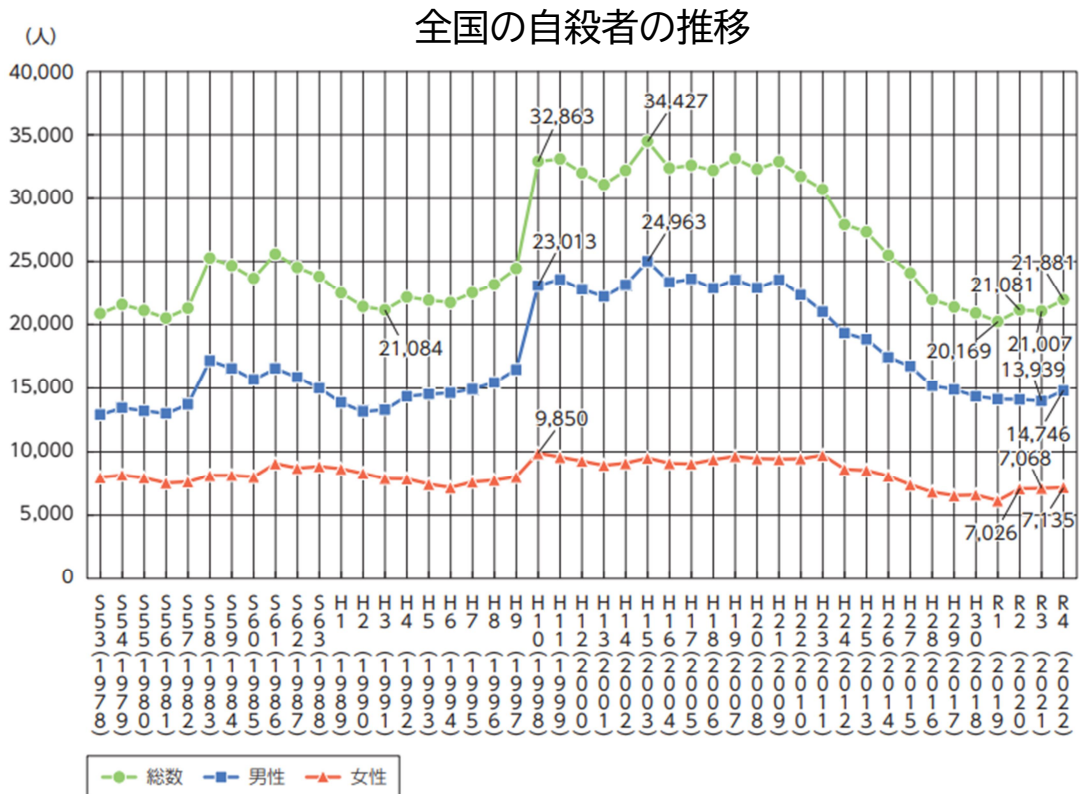
第2章 板柳町の自殺をめぐる現状

第2章 板柳町の自殺をめぐる現状

1 全国における自殺者の推移

(1) 全国の自殺者数の推移

全国の自殺者数は、1998年(平成10年)に初めて年間3万人を超え、2003年(平成15年)をピークに、減少傾向でありましたが、2020年(令和2年)に新型コロナウイルス感染症の影響等により11年ぶりに増加に転じ、2023年(令和4年)まで3年連続の増加となっています。

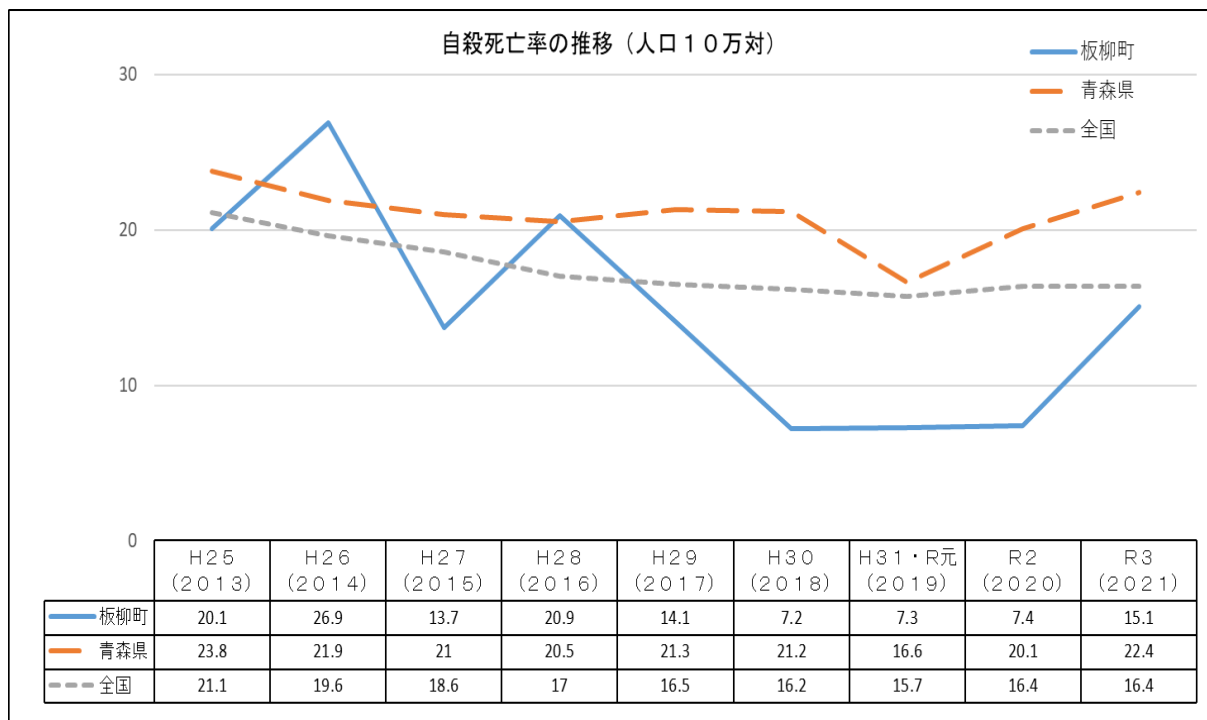


男女別にみると、男性の自殺者数は女性を大きく上回っています。男性は総数と似た推移を示しており、2003年(平成15年)をピークに年々減少傾向にありましたが、2022年(令和4年)に13年ぶりに増加しました。女性は1998年(平成10年)をピークに緩やかな減少傾向にありましたが、2020年(令和2年)から2022年(令和4年)まで3年連続増加したことから、新たな自殺総合対策大綱において女性の自殺対策が重点に盛り込まれました。

2 板柳町における自殺者の推移と傾向

(1) 自殺死亡率の年次推移

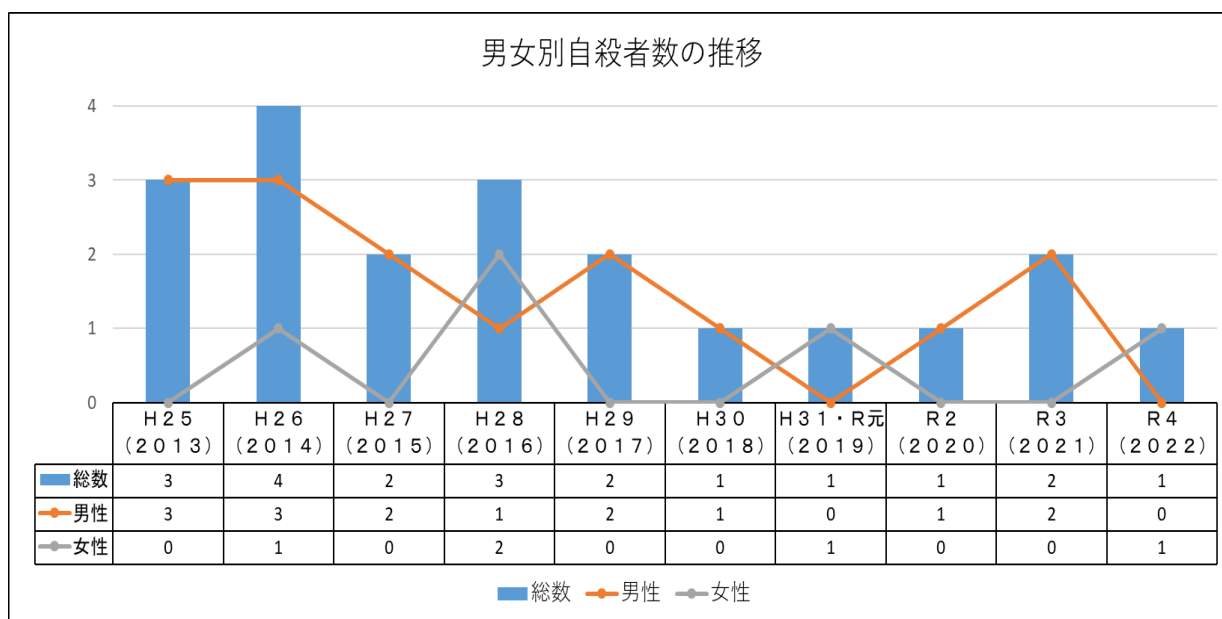
国、県の自殺死亡率は年々減少傾向にあり、町の自殺死亡率は増減を繰り返し減少傾向にありましたが、2021年(令和3年)には増加しています。



いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」より健康推進課作成

(2) 男女別自殺者数の推移

町の年間自殺者数は年による増減はありますが、横ばい状況となっています。



厚生労働省「人口動態統計」より健康推進課作成

3 地域自殺実態プロフィール抜粋

地域自殺実態プロフィールとは、地域における自殺対策の推進を支援するため、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が、各自治体の警察統計(自殺日・住所地)直近5年間の状況を基に分析・提供するものです。

本町において推奨される重点パッケージは、「勤務・経営」、「高齢者」、「無職者・失業者」、「生活困窮者」の4つで、40～50代の自殺死亡率が高いこと、無職者・失業者の自殺死亡率が高いことが示されています。

(1) 自殺の特徴

板柳町の自殺者数は2017年(平成29年)～2021年(令和3年)で合計7人(男性6人、女性1人)となっています。性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分が「男性・40～59歳・有職者・独居」と「男性・60歳以上・有職者・同居」であり、次いで「男性・40～59歳・無職者・独居」、「女性・60歳以上・有職者・同居」、「男性・40～59歳・有職者・同居」と続きます。

主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、H29～R3年合計))

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職独居	2	28.6%	436.4	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
2位:男性60歳以上有職同居	2	28.6%	31.5	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳無職独居	1	14.3%	1223.8	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上有職同居	1	14.3%	22.2	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳有職同居	1	14.3%	14.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

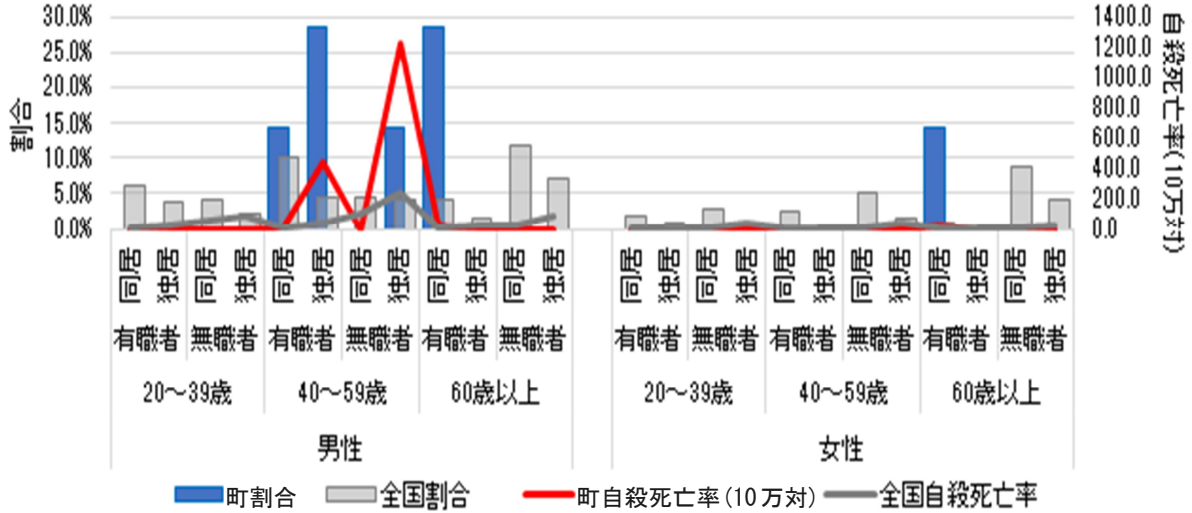
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

地域自殺実態プロフィールより

(2) 自殺の概要

男性の40～59歳の独居・無職者の自殺死亡率が全国より倍以上と、高い割合を占めています。

自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率(10万対)

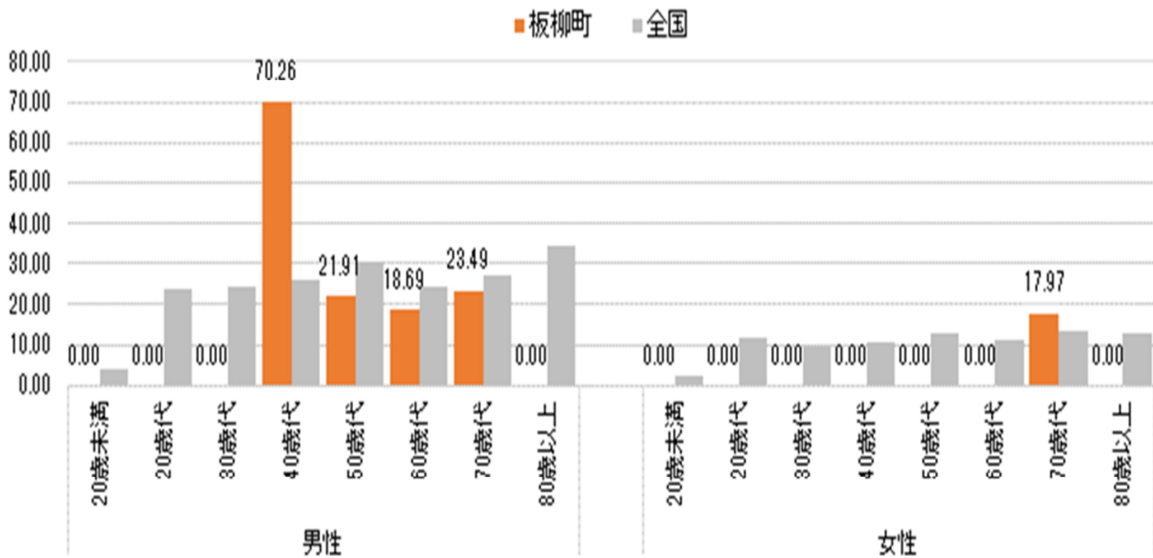


(H29～R3年)(地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地))

(3) 性・年代別の自殺死亡率(10万対)

男性の自殺死亡率が高く、年代別では40歳代が全国よりも高い割合となっています。女性は男性より自殺死亡率は低くなっていますが、70歳代の自殺死亡率が全国より高い割合となっています。

性・年代別の平均自殺死亡率(10万対)



資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表
性・年代別(H29～R3年)(地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地))

4 自殺に関連するデータ

(1) 勤務・経営関連資料

①就業状況

全労働人口に占める農業の割合が一番高く、36.9%となっています。

その他の産業では、サービス業(22.8%)、卸小売業(15.8%)、製造業(8.2%)が順に高い割合となっています。

就労状況

産業分類別		全労働人口	
		人数(人)	割合(%)
総数		7,156	100
第1次産業	農業	2,644	36.9
	林業	4	0.1
	漁業	1	0.0
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.0
	建設業	529	7.4
	製造業	586	8.2
第3次産業	卸小売業(飲食店含む)	1,131	15.8
	金融保険	74	1.0
	不動産業	38	0.5
	運輸通信	242	3.4
	公益事業	18	0.3
	サービス	1,632	22.8
	公務	214	3.0
	分類不能の産業	41	0.6
	(再掲)第1次産業	2,649	37.0
	(再掲)第2次産業	1,117	15.6
	(再掲)第3次産業	3,349	46.8

(2020(令和2)年 国勢調査より作成)

②有職者の自殺の内訳

2015年(平成25年)～2021年(令和3年)の自殺者数は合計7人で、そのうち有職者は6人となっています。また、6人のうち4人は自営業・家族従業者です。

有職者の自殺の内訳

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	4	66.7%	17.5%
被雇用者・勤め人	2	33.3%	82.5%
合計	6	100.0%	100.0%

地域自殺実態プロフィールより(特別集計(自殺日・住居地、H29～R3年合計))

(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

(2) 高齢者関連

①60歳以上の自殺の内訳

高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示しています。60歳以上の自殺の内訳をみると、同居者ありの方が高い割合となっています。

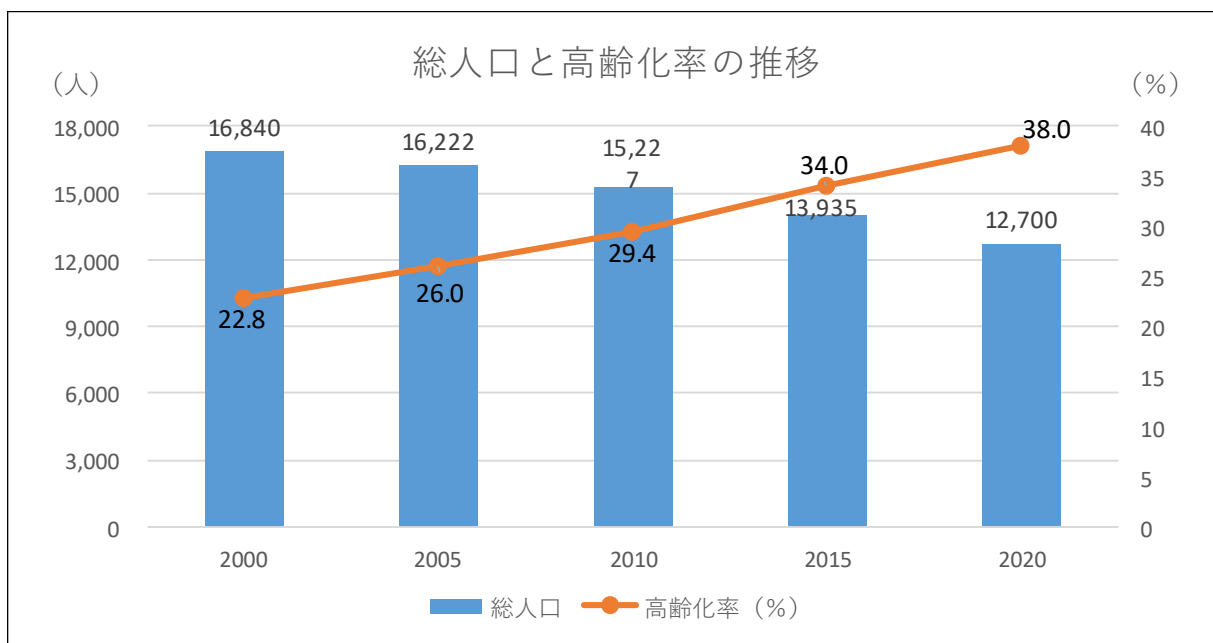
60歳以上の自殺の内訳

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	0	33.3%	0.0%	14.0%	10.4%
	70歳代	1	0	33.3%	0.0%	15.0%	8.0%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	1	0	33.3%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%
計		3	0	100%	0.0%	65.2%	34.8%
合計		3		100%		100%	

地域自殺実態プロフィールより(特別集計(自殺日・住居地、H29～R3年合計))
資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計
高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示した。

② 総人口と高齢化率の推移

2000年(平成12年)から2020年(令和2年)までの総人口と高齢化率をみると、総人口は減少し、高齢化率は上昇しています。



国勢調査(2000(H12)年～2020(R2)年)

(3) 生活困窮者関連資料

生活保護の状況は、被保護世帯は減少傾向で推移し、2022年度(令和4年度)では、258世帯となっています。

生活保護世帯数等の推移

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
被保護世帯数(世帯)	294	282	268	261	258
被保護人員(人)	348	324	309	299	294
保護率(パーミル)	26.05	24.74	24.04	23.80	23.97

中南地域県民局地域健康福祉部事業概要

5 町民意識調査の結果

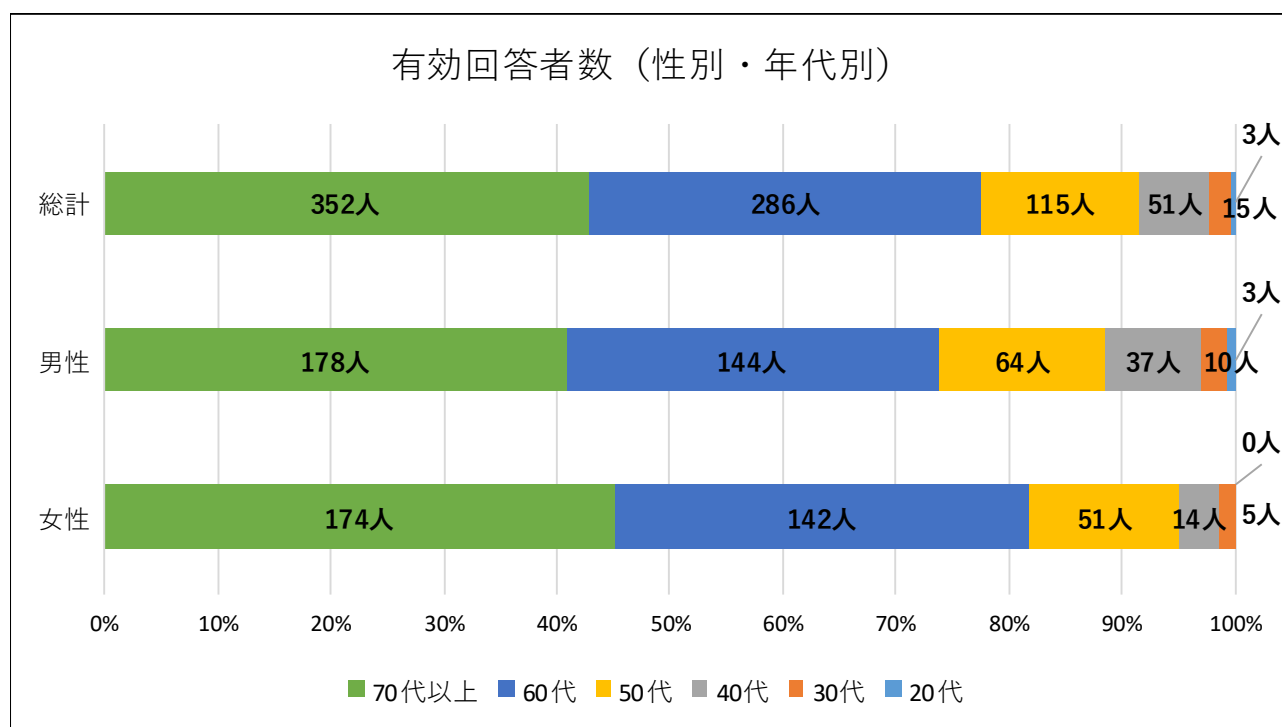
自殺に対する町民の意識などの実態を把握し、この実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、健診受診者の結果報告会出席者を対象に意識調査(板柳町健康指標調査)を実施しました。

【調査方法】健診結果報告会対象者に郵送し、報告会にて回収

【調査対象】町の健診(令和4年6月・11月)を受診し、結果報告会に出席した
20歳以上の男女 951人

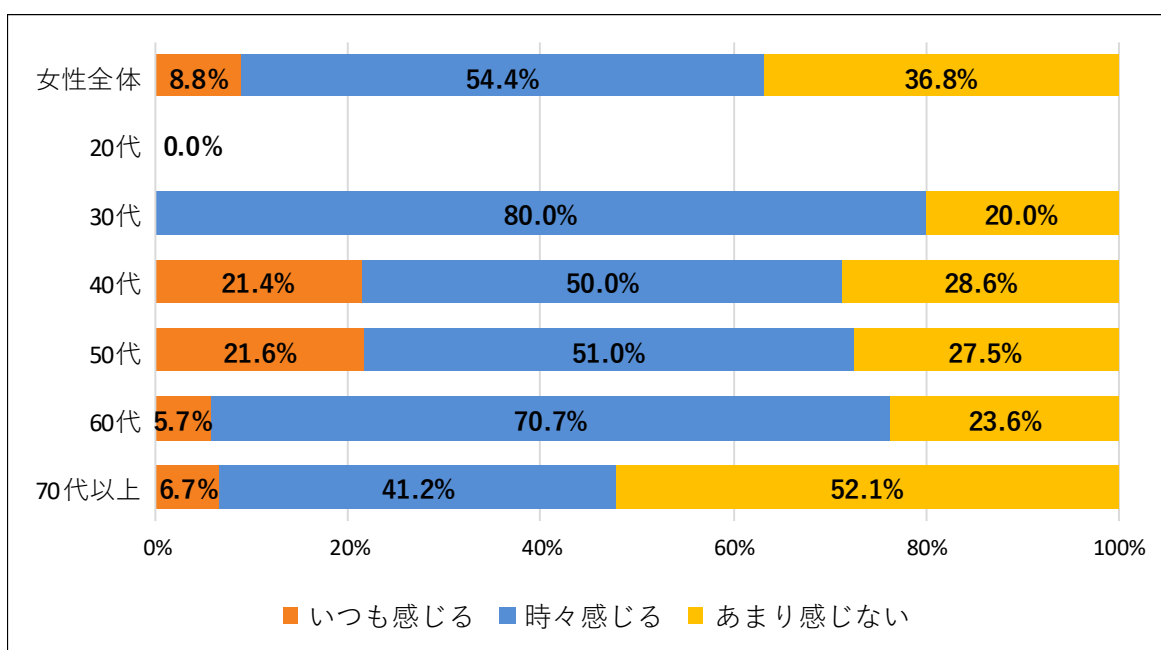
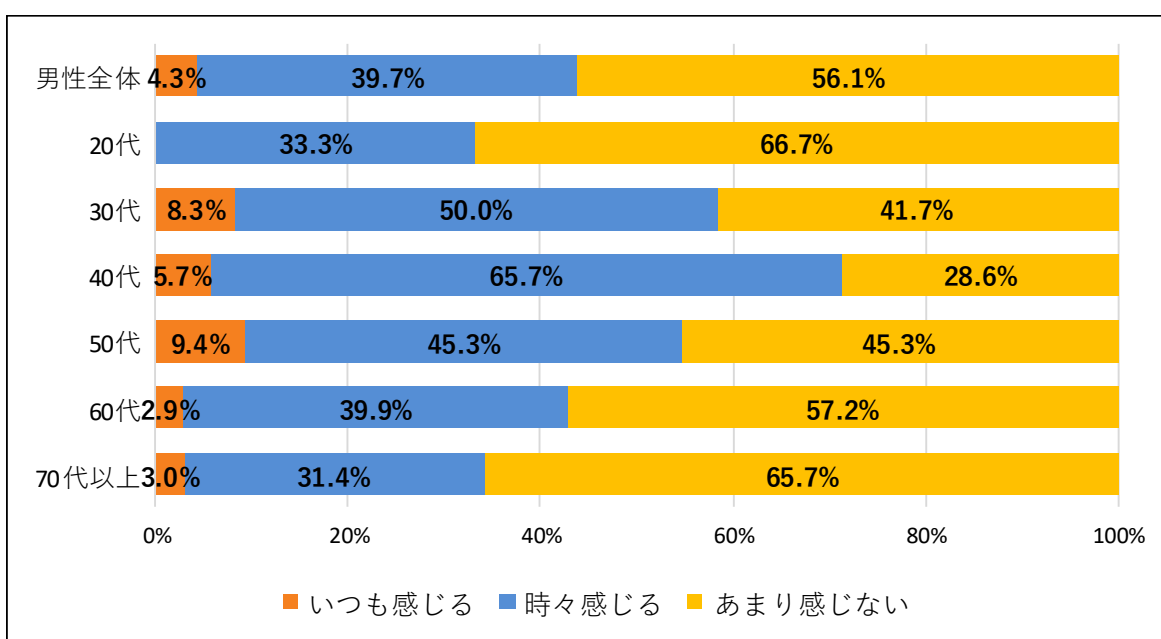
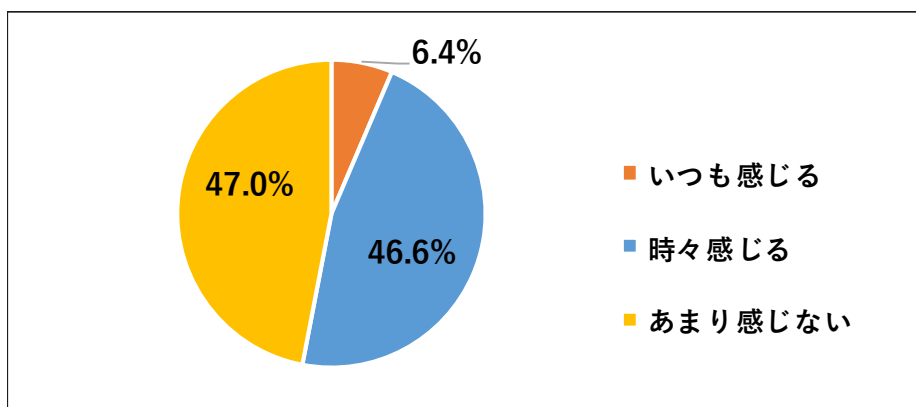
【有効回答数】822人

【回答率】86.4%



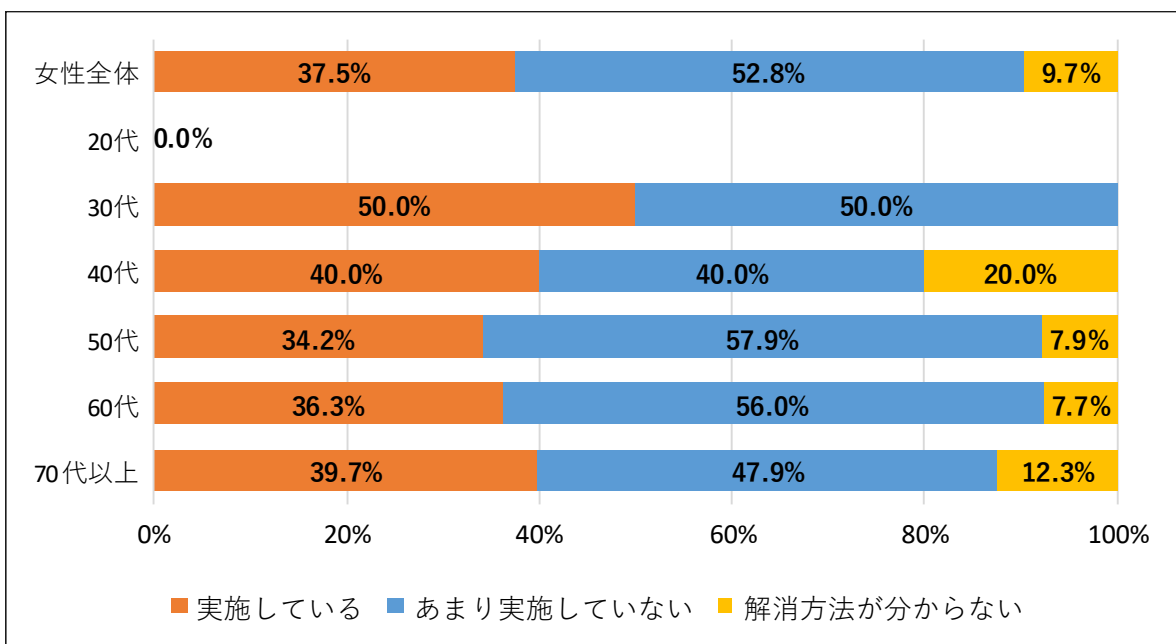
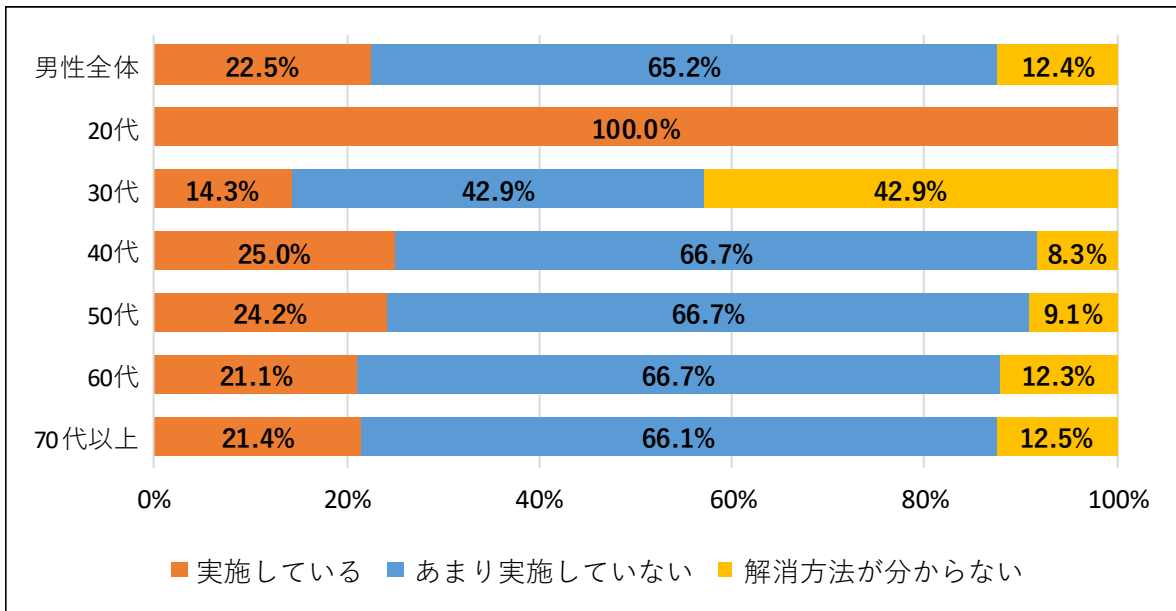
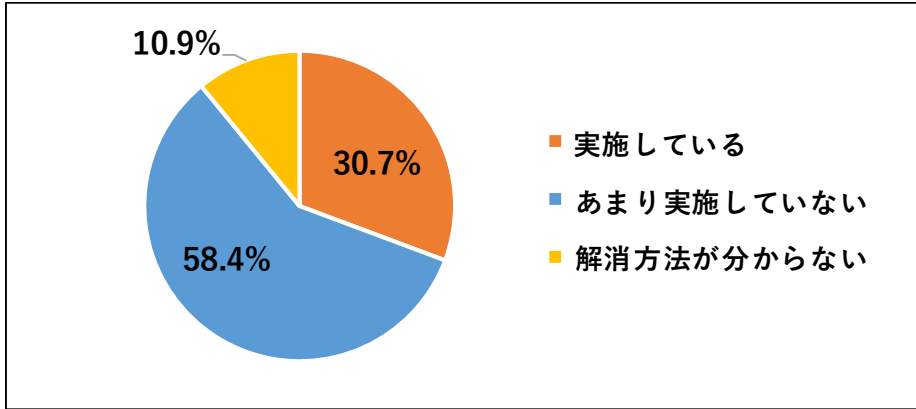
①ストレスを感じますか

ストレスをいつも感じる人の割合は6.4%、時々感じる人は46.6%と約半数がストレスを感じており、ほとんどの年代でストレスを感じていると答えています。



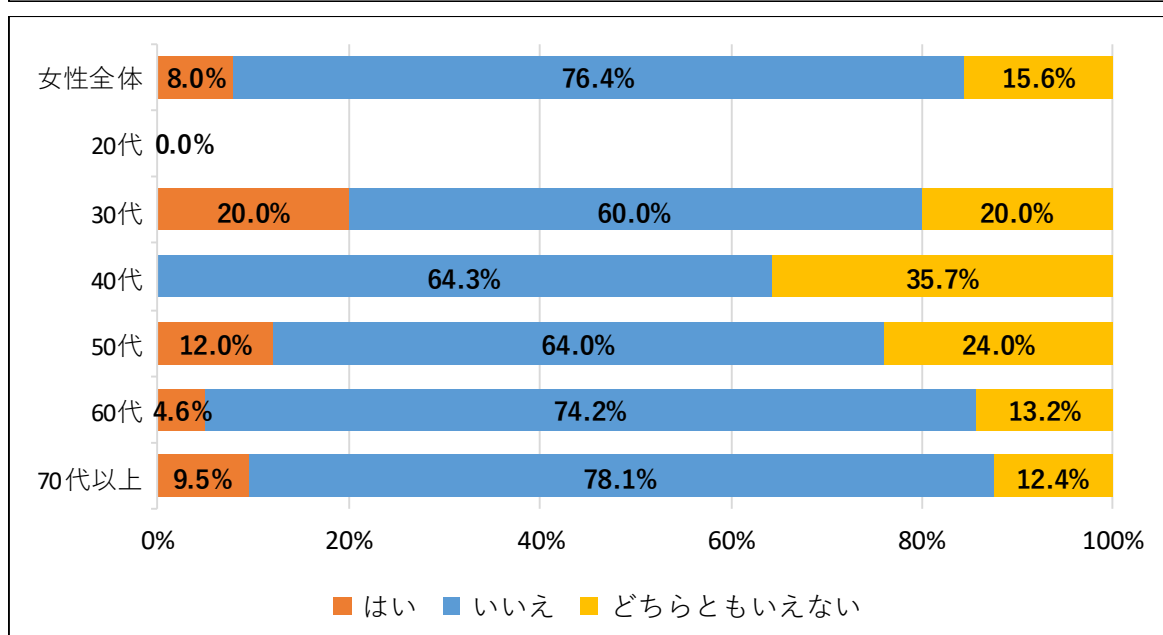
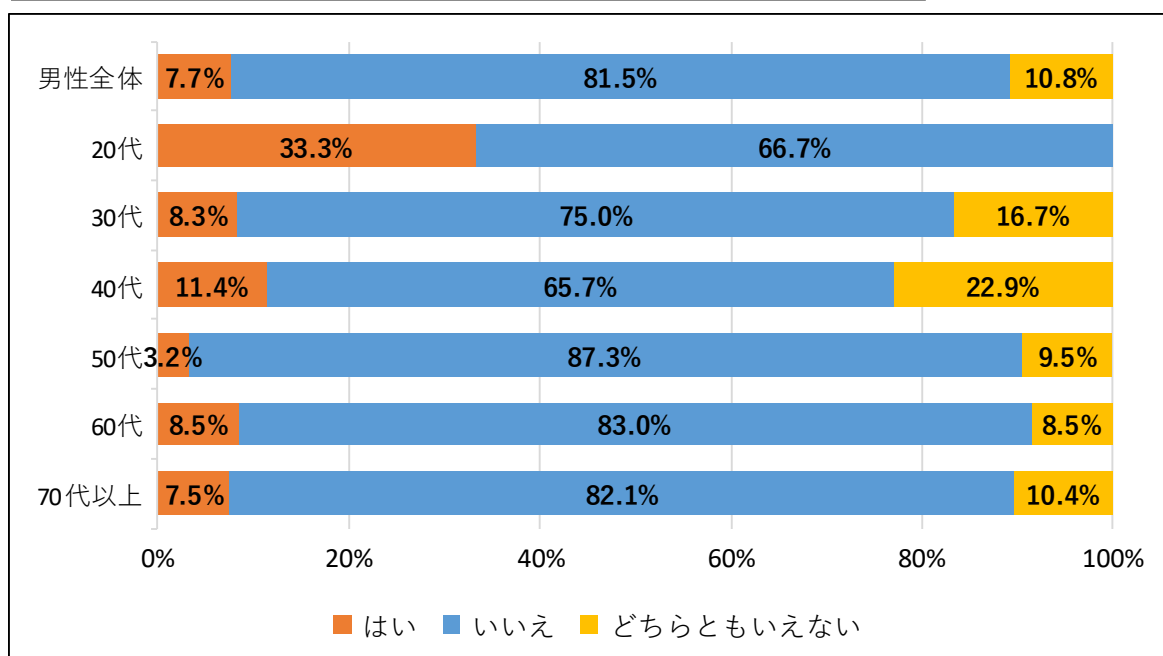
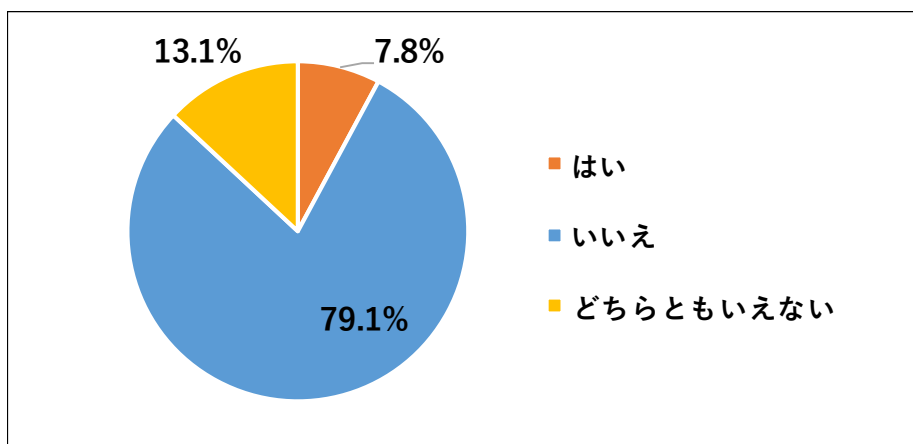
②ストレス解消のために何か実行していますか

ストレス解消のために何かを実行している人の割合は30.7%であり、男性より女性の割合が高くなっています。また、ストレスの解消方法が分からない人が30代男性に多くなっています。
 * 質問①「ストレスを感じますか」にいつも感じるまたは時々感じると回答した方



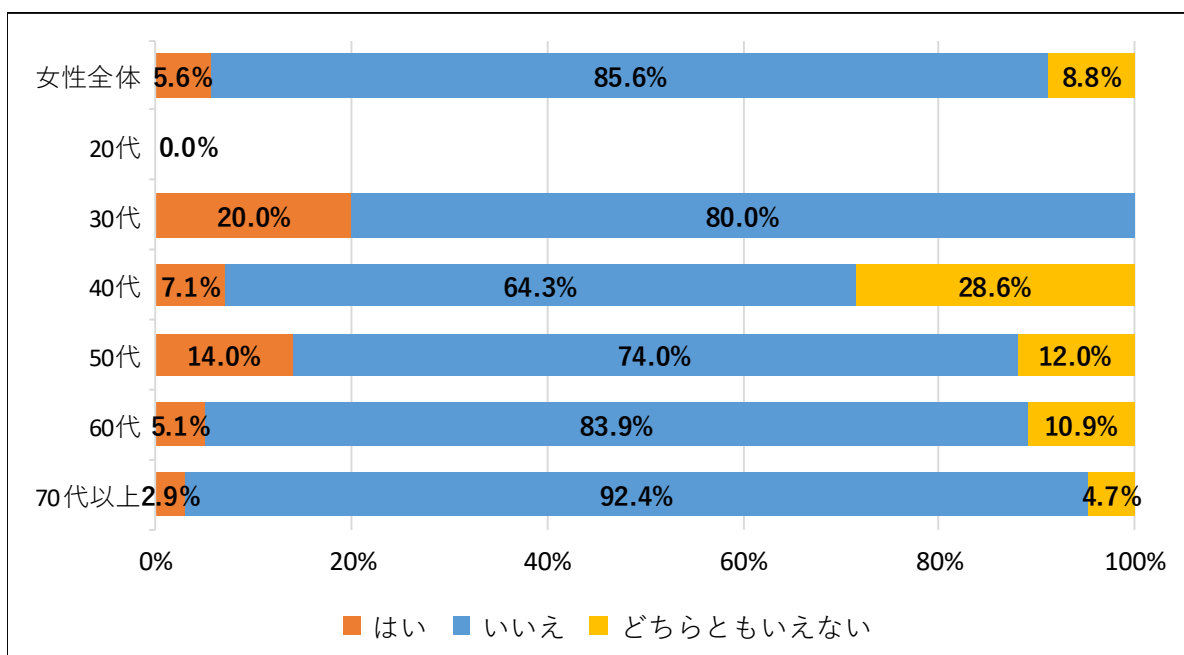
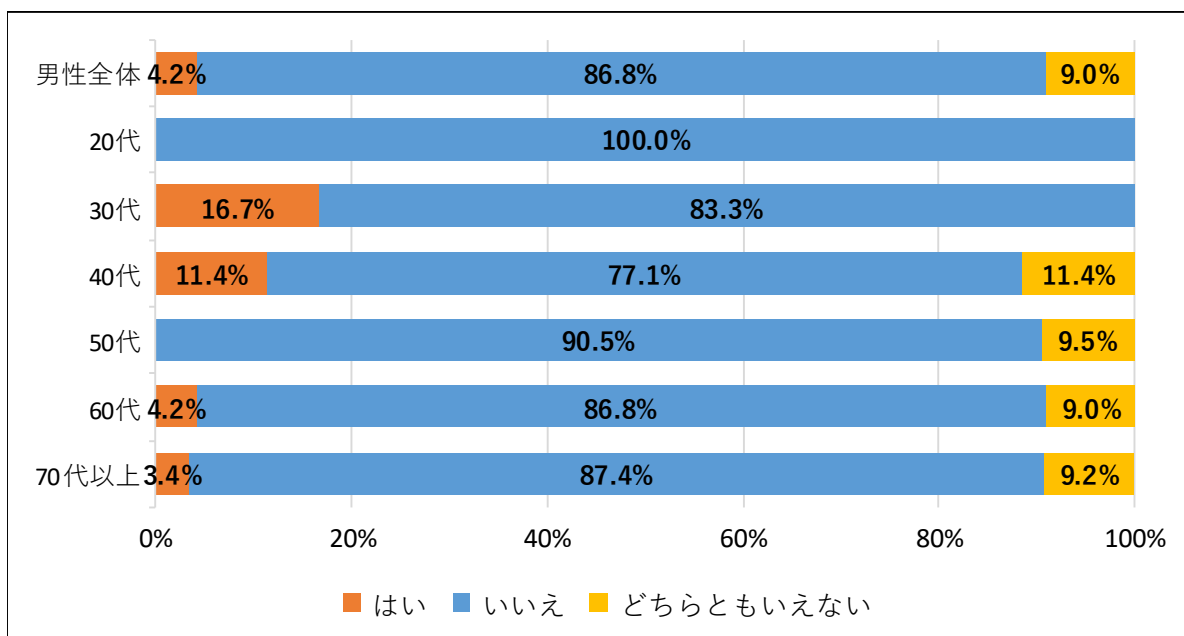
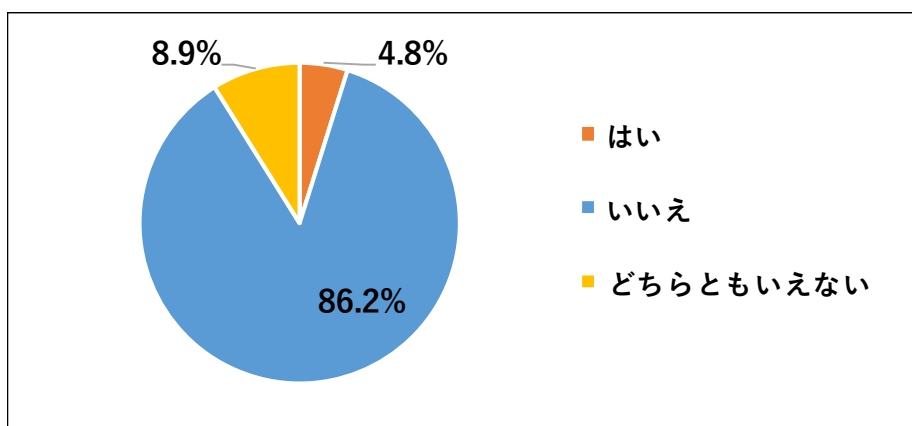
③自分は「うつ」ではないかと思ったことがありますか

自分は「うつ」ではないかと思ったことがある人の割合は約7.8%であり、男女差はほとんどなく、男性では20代、女性では30代に多くみられます。



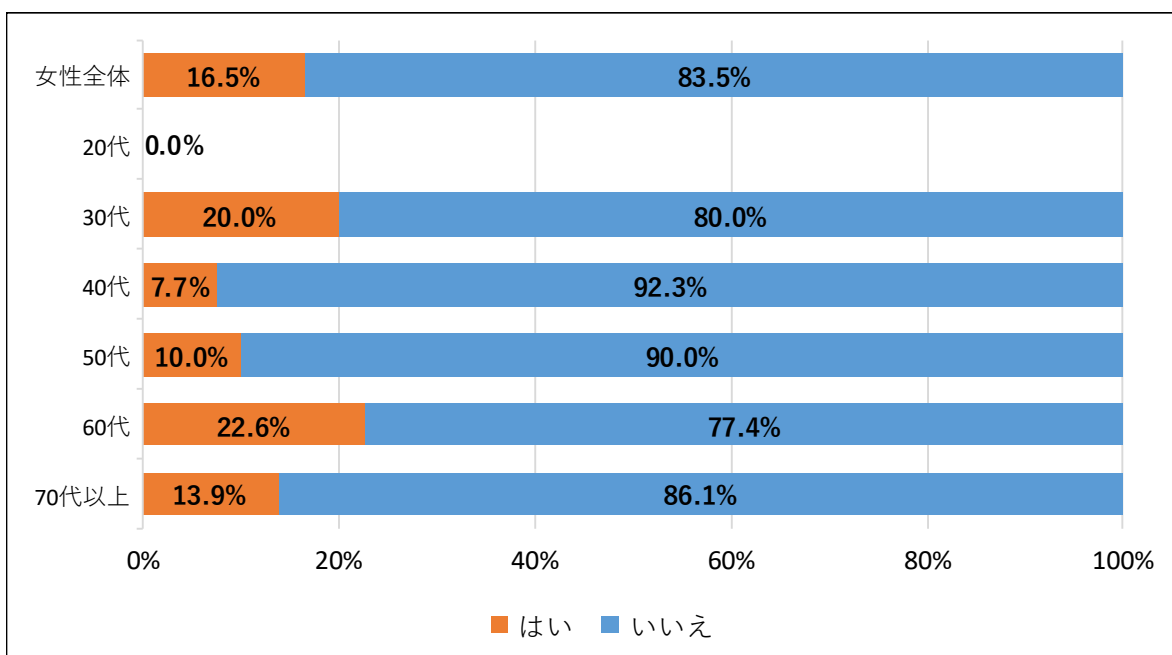
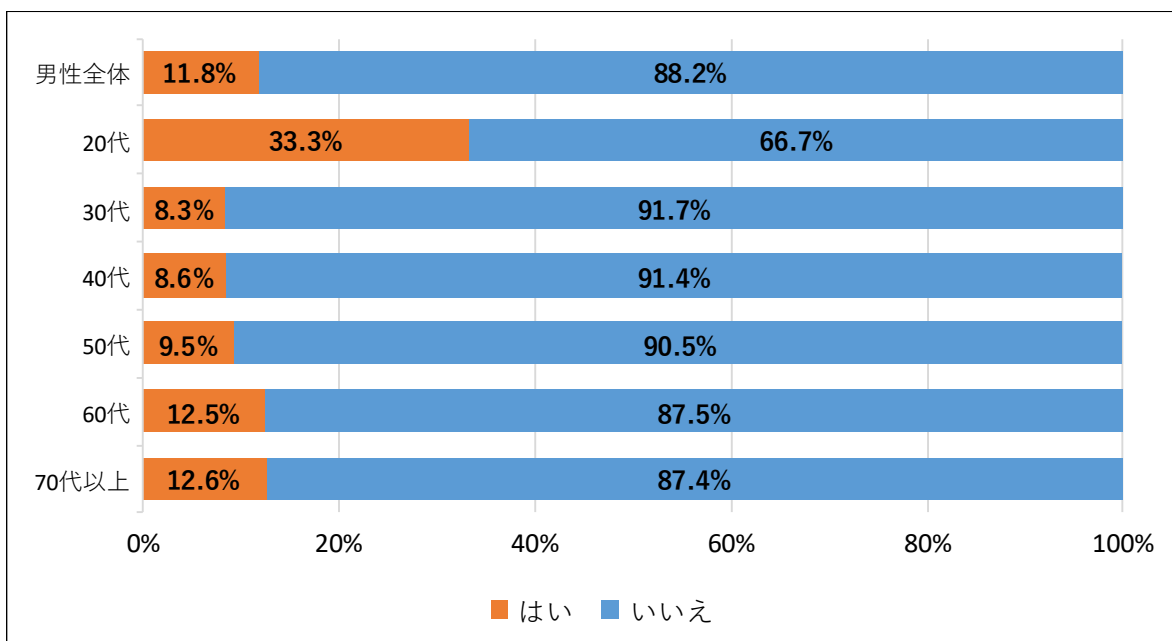
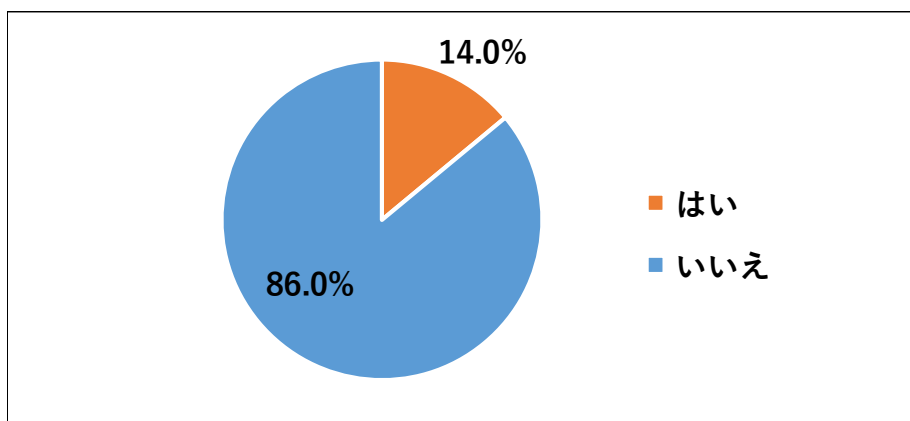
④死にたいと思ったことがありますか

死にたいと思ったことがある人の割合は4.8%、どちらともいえないと答えた人の割合は8.9%で、男女共に30～40代で多くなっています。



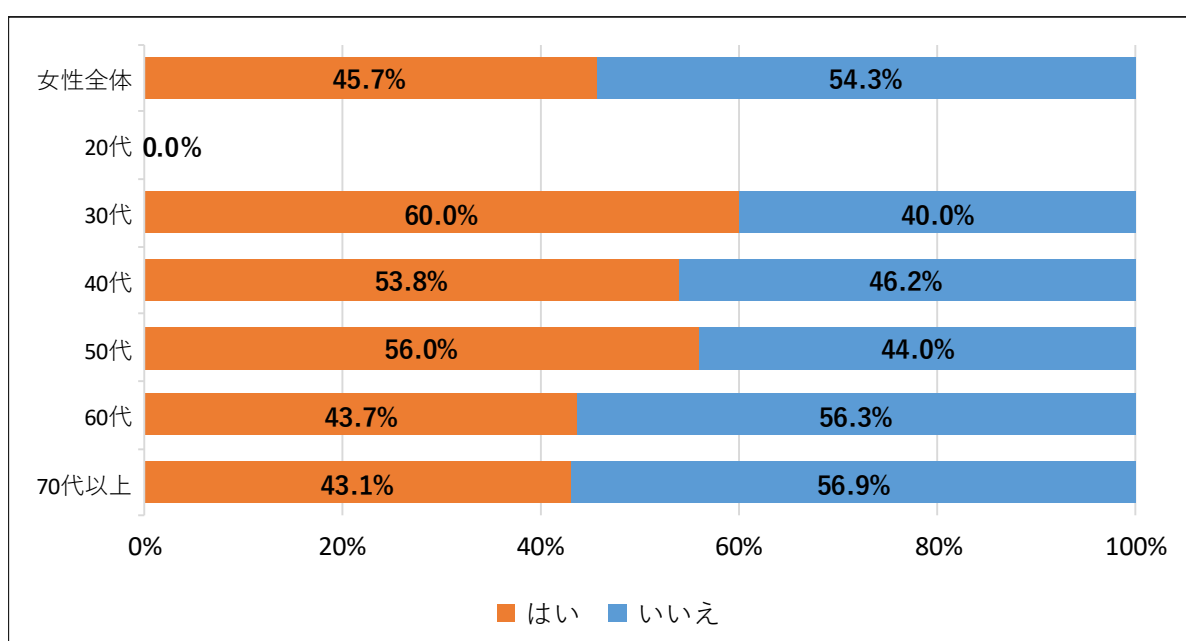
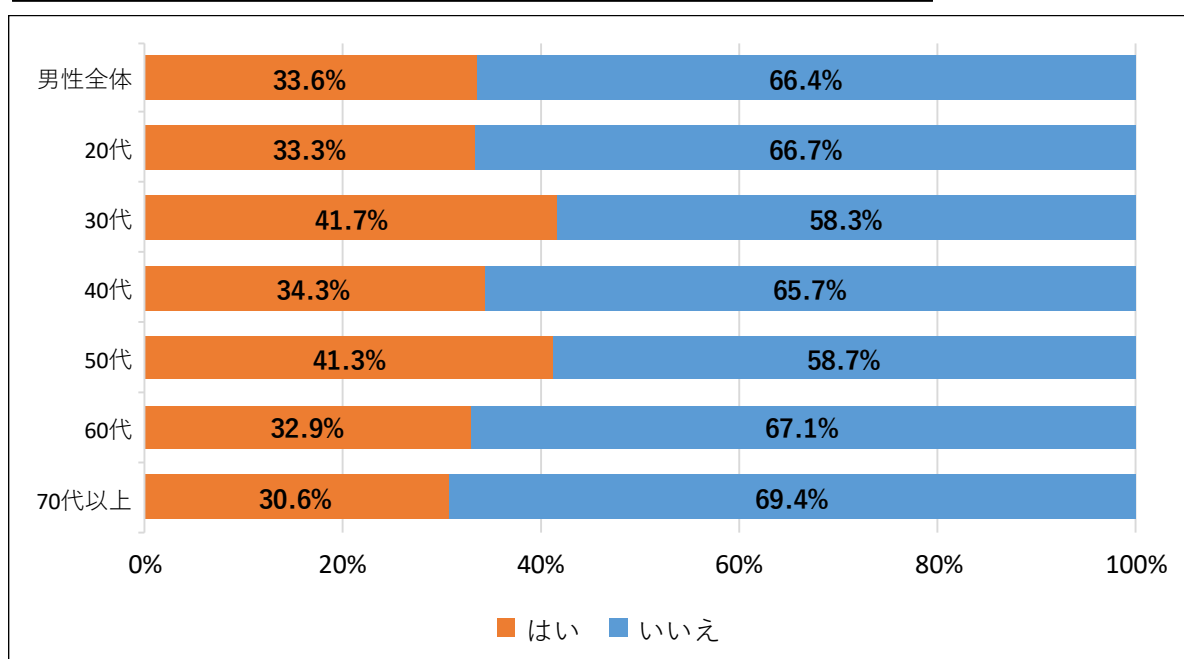
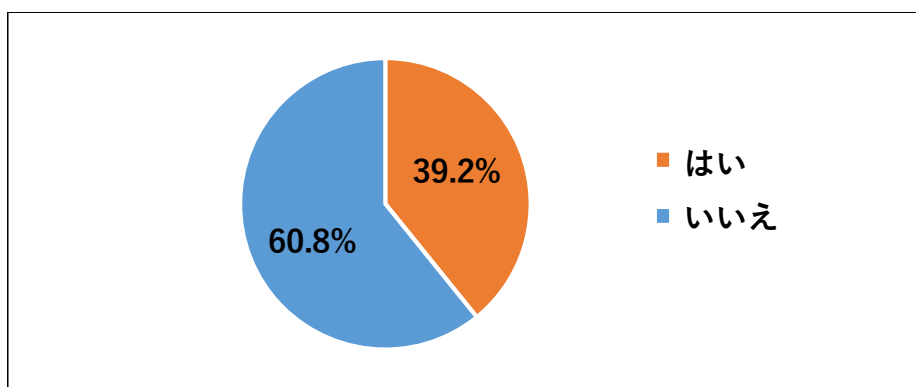
⑤自殺予防週間(9月10～16日)、自殺対策強化月間(3月)を知っていますか

自殺予防週間や自殺対策強化月間を知っている人の割合は14.0%と低く、ほとんどの年代で知らないと答えた人が多くみられます。



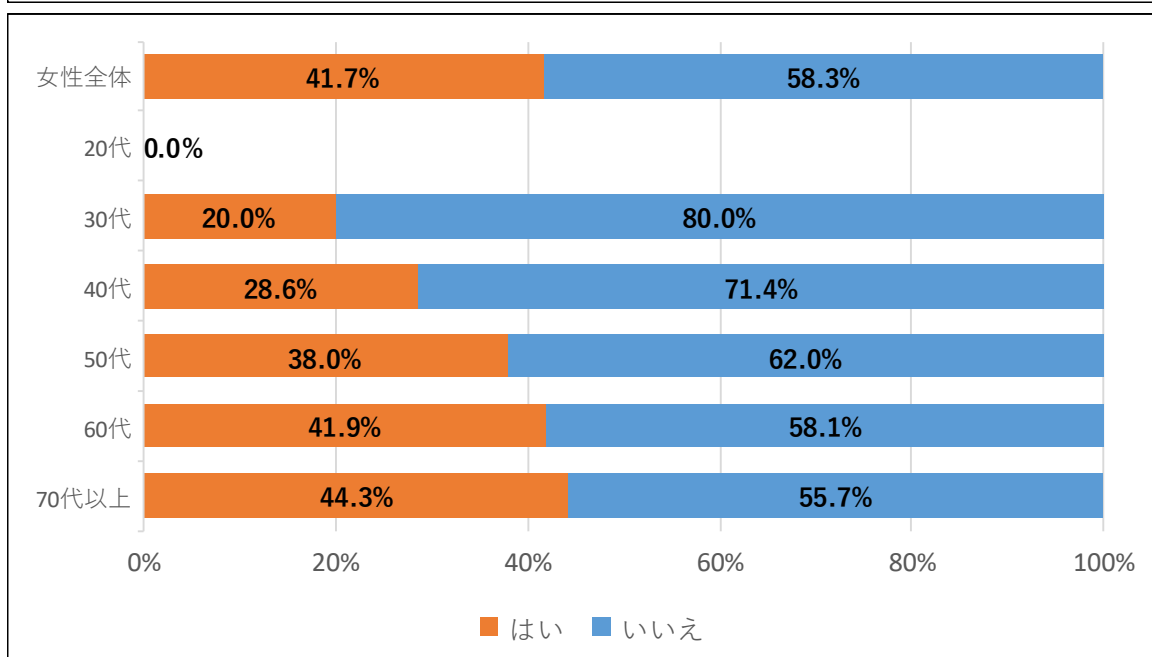
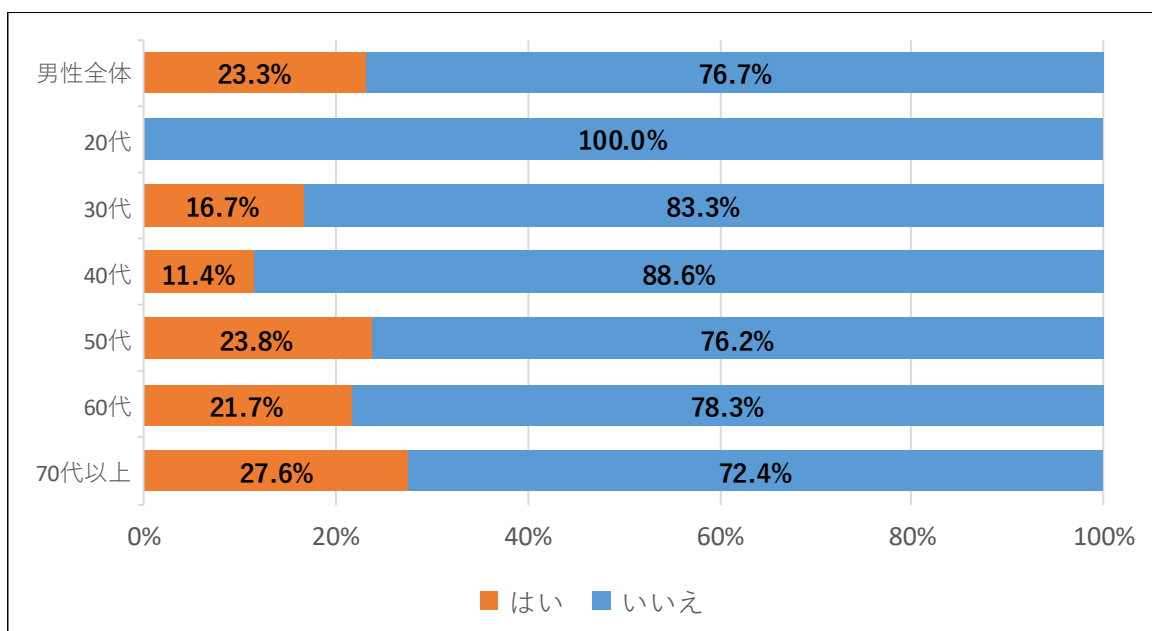
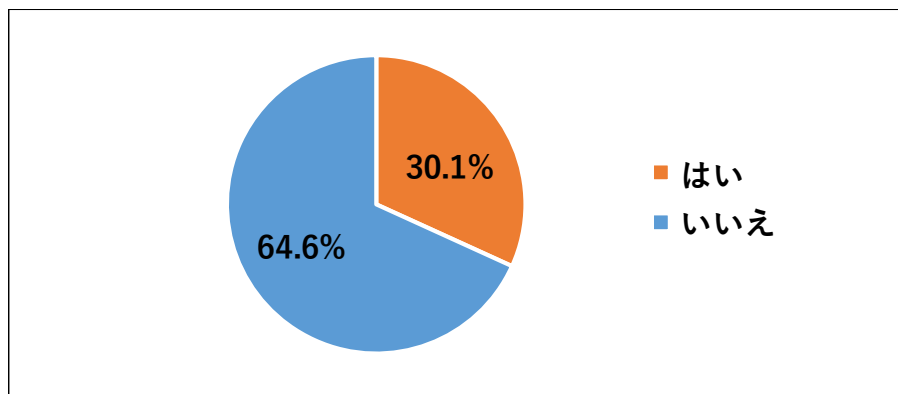
⑥こころの相談窓口ネットワーク(相談機関)を知っていますか

こころの相談窓口ネットワーク(相談機関)を知っている人の割合は39.2%であり、男性より女性の割合が高くなっています。



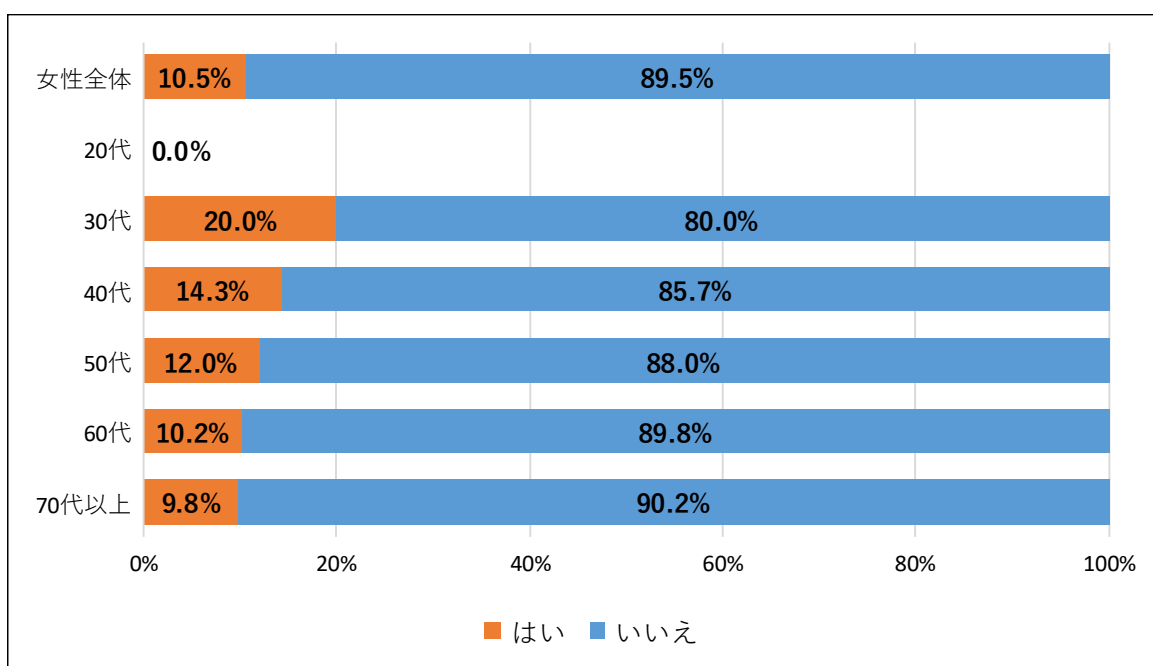
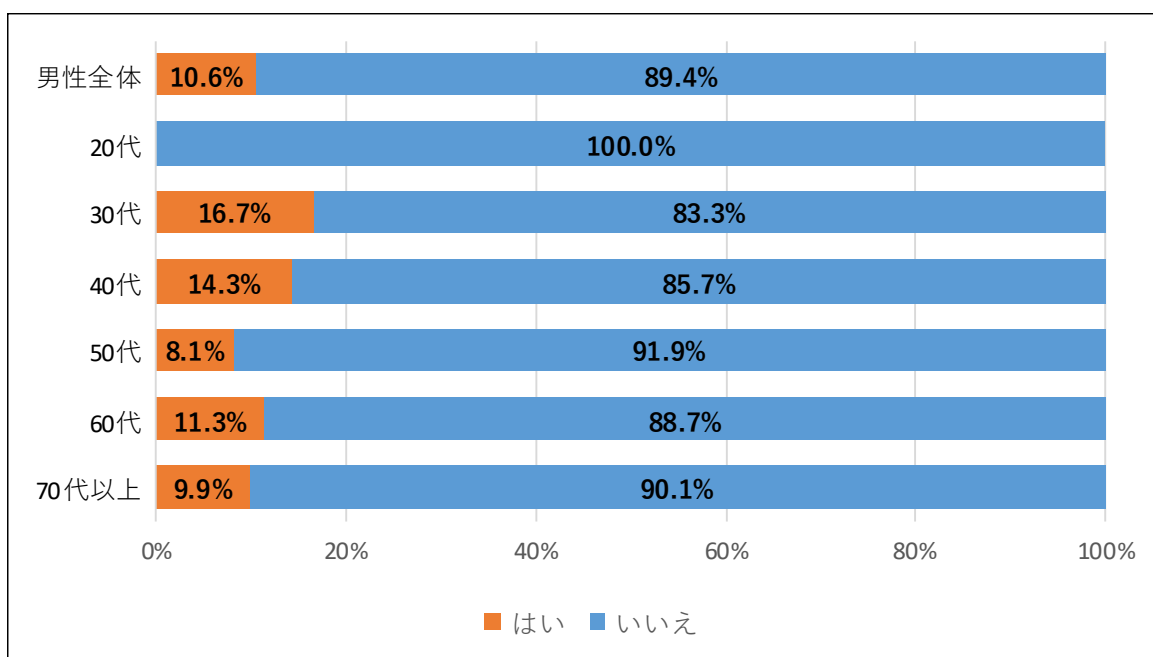
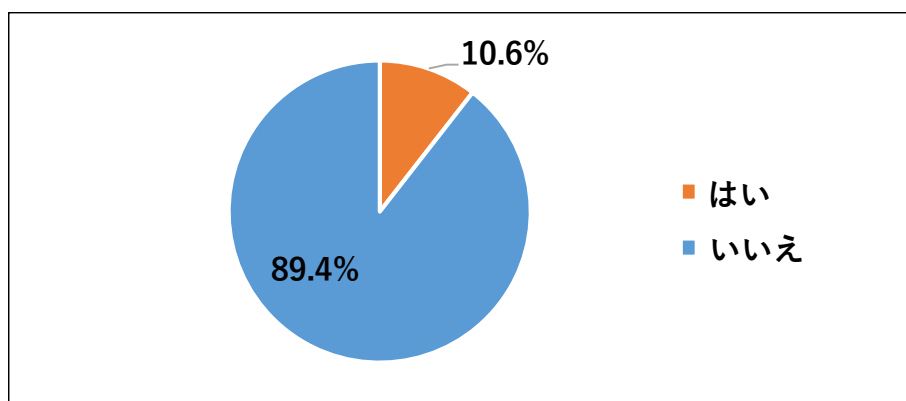
⑦毎月1回、町で「こころの健康相談」を実施していることを知っていますか

毎月1回、町で「こころの健康相談」を実施していることを知っている人の割合は30.1%であり、男性より女性の割合が高く、男女ともに若い人より高齢者の方が知っていると答えています。



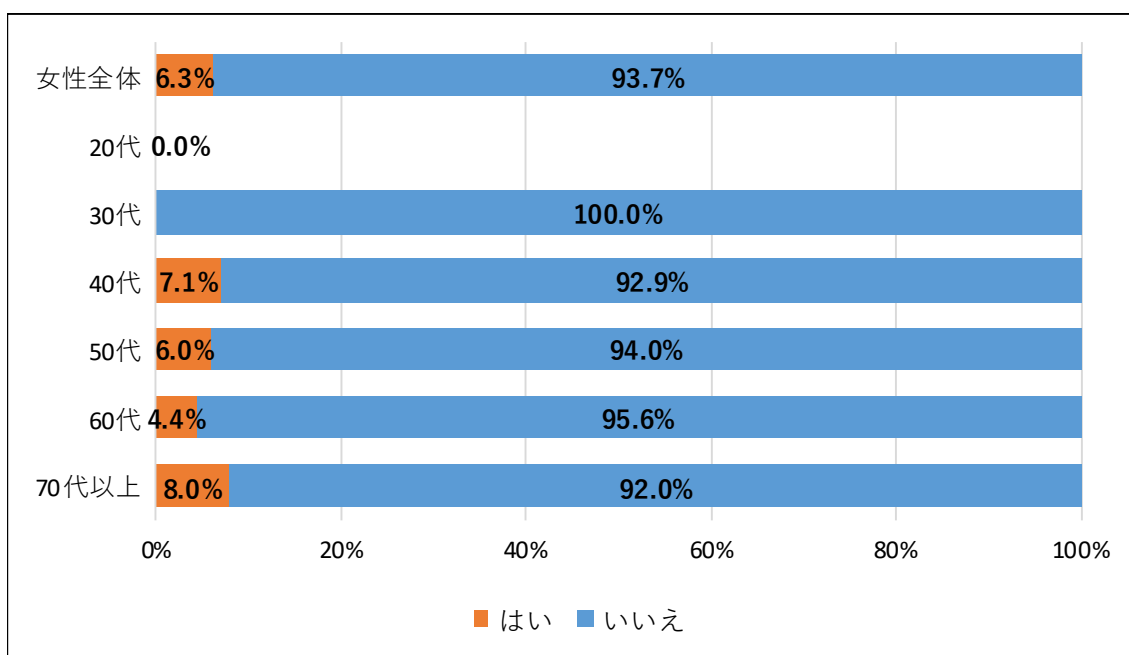
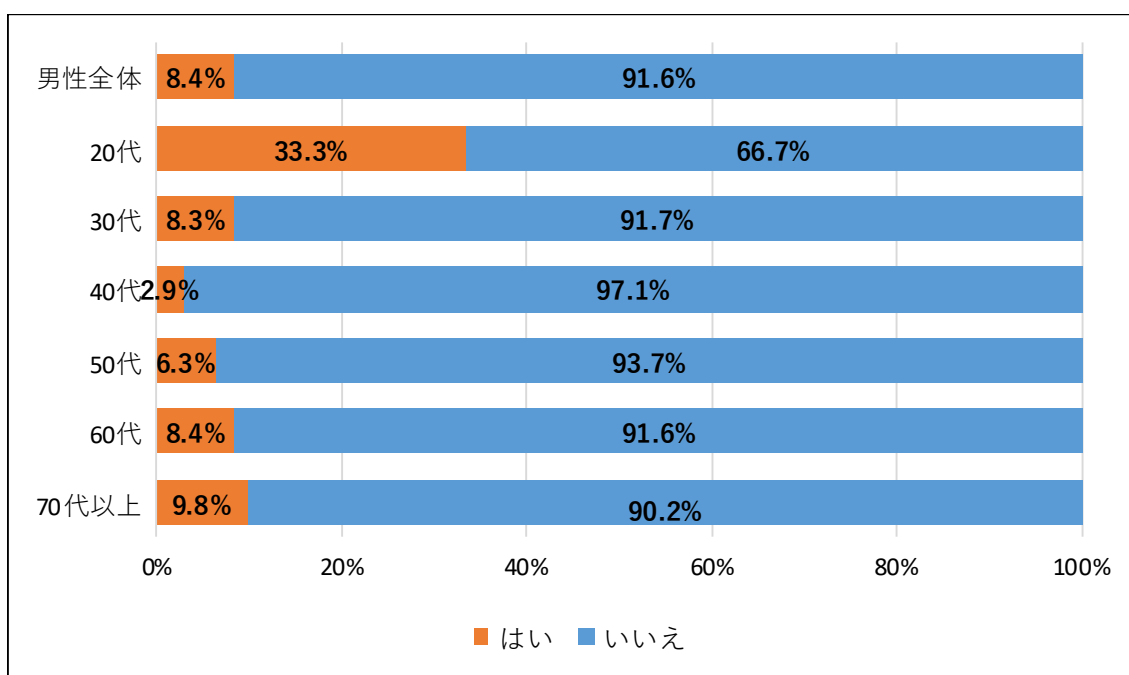
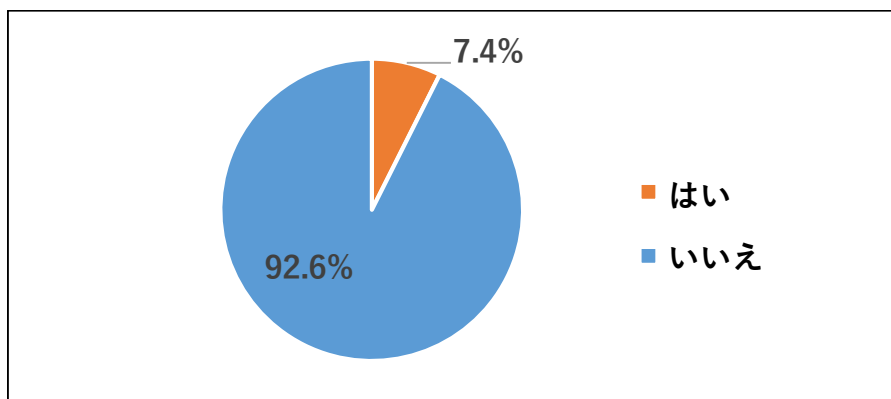
⑧あなたは「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがありますか

「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがある人の割合は10.6%であり、20代ではゲートキーパーという言葉を見たことがある人はゼロとなっています。



⑨あなたは「相談窓口紹介ネットワーク事業」を知っていますか

「相談窓口紹介ネットワーク事業」知っている人の割合は7.4%と低い状況となっています。



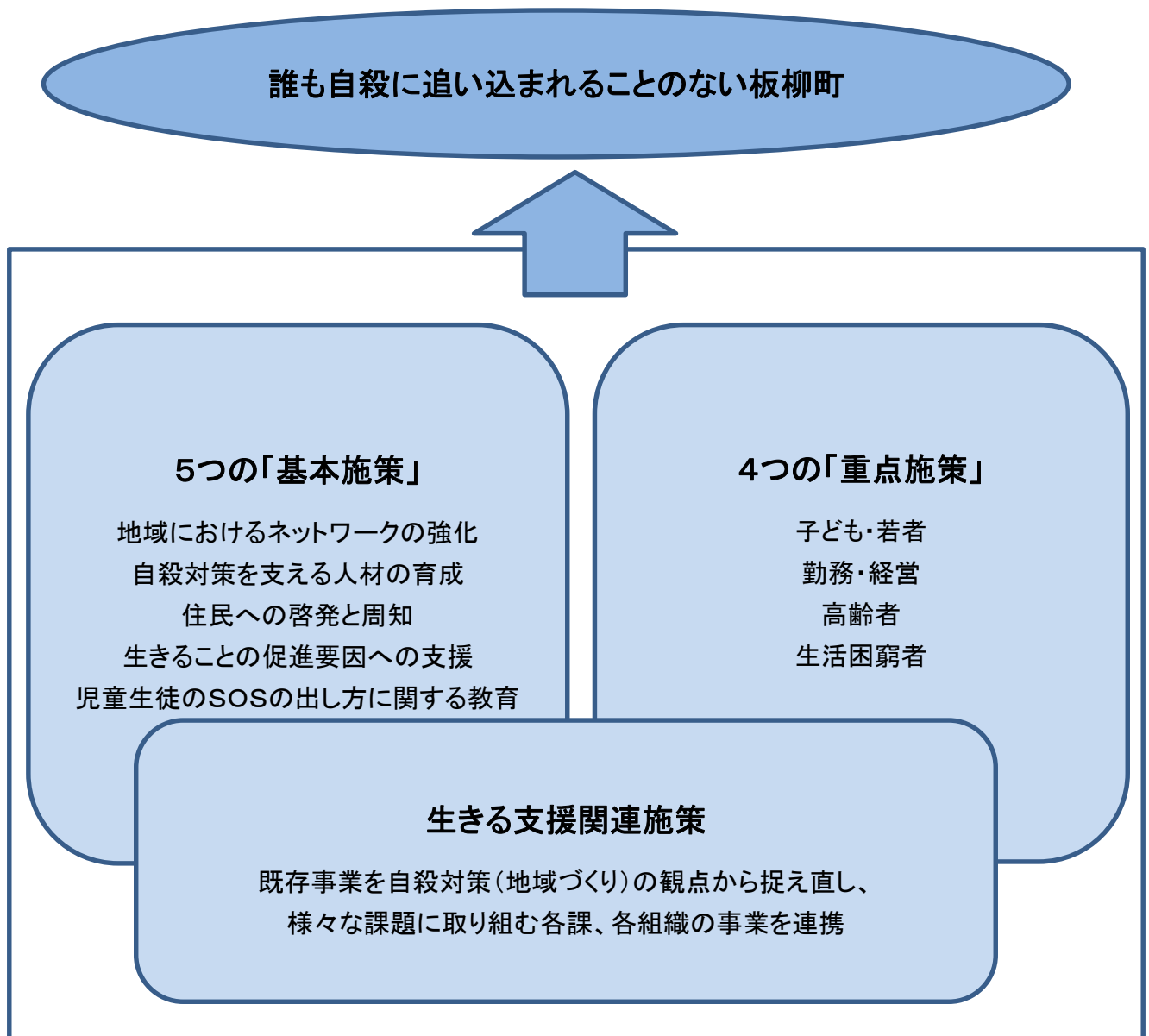
第3章 いのちを支える自殺対策における取組

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本的な考え方

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



2 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

① 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関わる様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

② 庁内の連携体制の整備

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課等
【板柳町いのちを支える自殺対策推進本部】 自殺対策について庁内関係課等の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、会議を開催します。	全課等
【板柳町健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	健康推進課
【要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や支援対象家庭で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	介護福祉課
【板柳町虐待等対策連絡協議会】 高齢者、障害者等に対する虐待や配偶者等への暴力等の防止策の推進を図るとともに、関係機関との相互の協力により、虐待等の防止を図ります。また、自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた人の早期発見と対応を推進します。	介護福祉課
【総合的な相談体制の強化・連携】 各種相談窓口と健康推進課との情報共有や連携強化にむけたフローチャートの活用により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取組を進め、包括的・継続的な支援を行います。	全課等

●評価指標

評価指標	2022年度実績	2028年度までの目標値
板柳町いのちを支える自殺対策推進本部会議開催回数	1回	1回/年
板柳町健康づくり推進協議会開催回数	1回	1回/年
要保護児童対策地域協議会開催回数	1回	1回以上/年
板柳町虐待等対策連絡協議会開催回数	1回	1回以上/年
板柳町いのちを支えるネットワークフローチャートの活用による連携件数	1件	解決したケースが増える

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

一般町民や日頃から地域住民と接する機会の多い民生児童委員や地区組織、商工会、農協、金融機関、教職員、学童保育指導員、保育士、施設関係者、消防団、女性団体連絡協議会、役場職員等に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課
【一般町民や各種団体、役場職員等を対象としたゲートキーパー養成講座】 日頃から地域住民と接する機会の多い民生児童委員や地区組織、商工会、農協、金融機関、教職員、学童保育指導員、保育士、施設関係者、消防団、女性団体連絡協議会、役場職員等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座等を開催していきます。	健康推進課
【こころの健康づくり研修会】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	健康推進課

●評価指標

評価指標	2022年度実績	2028年度までの目標値
一般町民や各種団体、役場職員等を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回	1回以上／年
こころの健康づくり研修会開催回数	1回	1回以上／年

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【封筒広告による自殺予防相談窓口の周知】 町の封筒に自殺予防対策のためのメッセージや相談機関窓口を印刷し、周知を図ります。	健康推進課
【チラシを町内関係機関に設置する】 自殺予防週間や自殺対策強化月間には公民館や図書館等にチラシを配置し心の健康に関する周知を図ります。	健康推進課 生涯学習課
【新成人への啓発】 相談窓口の一覧等について資料等を配布し、周知します。	健康推進課 生涯学習課
【こころの健康づくり研修会】(再掲) 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	健康推進課
【イベントにおける展示等】 自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、町民への啓発の機会としていきます。	健康推進課

【事業名】 事業内容	担当課
【広報紙を通じた広報活動】 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせ、こころの健康に関する啓発活動を行います。	健康推進課 企画財政課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度までの 目標値
こころの健康づくり研修会の開催回数(再掲)	1回	1回以上/年
新成人への啓発	1回	1回/年
イベントにおける展示等	1回	1回以上/年
広報紙掲載回数	2回	2回以上/年
自殺予防週間(9月10～16日)、自殺対策強化月間(3月)を知っている人の割合	14.0%	20%以上
こころの相談窓口ネットワーク(相談機関)を知っている人の割合	39.2%	45%以上
毎月1回、町で「こころの健康相談」を実施していることを知っている人の割合	30.1%	35%以上
「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがある人の割合	10.6%	15%以上

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくりの支援に関する対策を推進していきます。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【アクティビティサービス事業】</p> <p>高齢者が出来る限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、自立した高齢者を対象に、認知症予防及び閉じこもり予防のためにアクティビティサービス事業を行います。</p> <p>閉じこもりがちであったり、身体面の問題や不安を抱えている孤立状態の高齢者を把握し、早期発見早期対応へと結びつけます。</p>	介護福祉課
<p>【子育て支援センターの活用】</p> <p>子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供などを行います。</p>	介護福祉課
<p>【高齢者教育に関すること(いきいき大学等)】</p> <p>高齢者の親睦を深め、自らが生きがいを感じ、健やかで豊かな生活を送るための学習機会を提供します。</p> <p>高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な対策や専門機関につなぐ等、支援への接点とします。</p>	生涯学習課 健康推進課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度までの 目標値
アクティビティサービス事業登録人数	59人	現状維持
子育て支援センター利用者数	24組	現状維持
高齢者教育(いきいき大学等)にて自殺予防の講話を行う	1回	1回/年

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【SOSの出し方教育】 中学生を対象に、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	健康推進課 学務課
【スクールソーシャルワーカー活用事業】 ソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学務課
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】(再掲) 児童生徒が発信するSOSサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	健康推進課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度まで の目標値
SOSの出し方教育開催回数	未実施	1回／年
スクールソーシャルワーカー活用事業件数	6件	解決したケースが増える
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数 (再掲)	未実施	1回以上／年

3 4つの重点施策

(1) 子ども・若者

町では、年代別の自殺率をみると、40代以下の男性の自殺率が高い状況です。

若者層が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する前段階で、必要な支援につながる取組が求められます。

【事業名】 事業内容	担当課
【思春期教室(赤ちゃんふれあい体験学習)】 核家族化、少子化により乳幼児とふれあう機会が少なくなった思春期の子どもたち(小学校5、6年生)に対し、乳児健診の場を利用し、乳児とふれあうことにより、育児の喜びや大変さ、命の尊さ、性の尊重について学びます。	健康推進課 学務課
【SOSの出し方教育】(再掲) 中学生を対象に、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	健康推進課 学務課
【スクールソーシャルワーカー活用事業】(再掲) ソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学務課
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】(再掲) 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	健康推進課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度まで の目標値
思春期教室(赤ちゃんふれあい体験教室)実施校数	4校	全ての小学校で 実施
SOSの出し方教育開催回数(再掲)	未実施	1回/年
スクールソーシャルワーカー活用事業件数(再掲)	6件	解決したケース が増える
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数 (再掲)	未実施	1回以上/年

(2) 勤務・経営

町では働き盛りの男性における自殺が課題となっています。特に働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組めます。

【事業名】 事業内容	担当課
【相談窓口紹介ネットワーク事業】 困りごと相談の際、消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口適切に案内します。	産業振興課
【職域関係者に対するゲートキーパー養成講座】(再掲) 商工会や農協等、事業所等の職員を対象に、メンタルヘルスについて理解し、うつ等のリスクがある場合は、早期発見し相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	健康推進課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度までの 目標値
相談窓口紹介ネットワーク事業を知っている人の割合	7.4%	10%
職域関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数回数 (再掲)	1回	1回以上/年

(3) 高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	介護福祉課
【通所型短期集中予防サービス】 生活機能の低下がみられた対象者に対し、介護予防・生活支援サービスを行うことによって、閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、自殺のリスクが高い者に対しては適切な支援先へつなぎます。	介護福祉課
【介護施設関係者に対するゲートキーパー養成講座】(再掲) 高齢者のうつ等のリスクを早期発見、個別支援し、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	健康推進課

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度までの 目標値
地域ケア会議開催回数	5回／年	10回／年
通所型短期集中予防サービス利用者数	28人	30人
介護施設関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数 (再掲)	未実施	1回以上／年

(4) 生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、依存症、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【事業名】 事業内容	担当課等
<p>【こころの健康相談や人権相談】</p> <p>司法書士によるこころの相談や人権擁護委員による相談を受ける中で、生活面全般において問題を抱えている人に対し、様々な支援につなげるきっかけ・体制づくりの支援を行います。</p>	<p>健康推進課 総務課</p>
<p>【年金給付等相談】</p> <p>年金に関する相談を随時受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。</p>	<p>町民生活課</p>
<p>【各種納付相談】</p> <p>各種税金や保険料等の支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を随時窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、「板柳町いのちを支えるネットワークフローチャート」を活用し、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。</p>	<p>税務会計課 介護福祉課 健康推進課 板柳中央病院 上下水道課 地域整備課</p>
<p>【生活困窮者自立支援事業】</p> <p>青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>【就学援助と特別支援学級就学奨励補助】</p> <p>経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。</p> <p>特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。</p>	<p>学務課</p>

●評価指標

評価指標	2022 年度実績	2028年度までの 目標値
こころの健康相談の実施回数	12回	継続開催し、随時 相談には保健師が 対応
人権擁護相談実施回数	12回	継続開催
板柳町いのちを支えるネットワークフローチャートの活用による 連携件数(再掲)	1件	解決したケースが 増える
就学援助の利用者数(小・中学校)	160名	周知を継続し必要 な方が利用できる
特別支援学級就学奨励補助利用者数(小・中学校)	21名	周知を継続し必要 な方が利用できる

4 生きる支援関連施策

(1) 生きる支援関連施策について

①これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、町の基本施策(5項目)及び重点施策(4項目)に基づき、関連あるものとして分類しています。

②各課等の事業でそれぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し問題解決にあたる必要がある場合においては『板柳町いのちとこころを支えるネットワークフローチャート』を活用しながら、話を【聴き】、関係課等に【つなぐ】役割を、1人1人が担っていきます。

③さらに、このほか数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

板柳町におけるいのちを支える取り組み一覧

＜基本施策＞	＜重点施策＞
<ol style="list-style-type: none"> 地域におけるネットワークの強化 自殺対策を支える人材育成 住民への啓発と周知 生きることの促進要因への支援 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<ol style="list-style-type: none"> 子ども・若者対策 勤務・経営者問題対策 高齢者 生活困窮者

番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	＜基本施策＞					＜重点施策＞						
						★	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1	総務課	行政係	人権啓発事務（人権啓発事業）・行政相談事務	<ul style="list-style-type: none"> 行政及び人権に関わる相談業務を行う 人権意識を高めるための啓発を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談を受ける中で、生活面全般において問題を抱えている人に対し、様々な支援につなげるきっかけ・体制づくりの支援を行う。 ▶人権啓発活動などの機会を捉えて、自殺対策を啓発する機会とする。 	●											
2	総務課	人事係	職員の研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 新任研修等の各種研修 	<ul style="list-style-type: none"> ▶自治研修等で実施されるメンタルヘルスやハラ・ストームに関する研修に積極的に参加させ、受講してもらおうことで、職員自体の自殺対策及び町民への各種支援に対応するベースとする。 	●											
3	総務課	人事係	職員の健康管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民からの相談に応じる職員自身の、心身の健康の維持増進を図ることで、自殺対策全般の推進につなげることができ 	●						●					
4	総務課	消防防災係	防災対策一般	<ul style="list-style-type: none"> 各種防災対策を推進するため、国や県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶大規模災害発生時における被災者のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や、実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▶災害等の被災者に対する各種の支援体制構築により、被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。 	●					●						
5	企画財政課	企画調整係	広報広聴に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙等の編集・発行 行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供できる機会になり得る。 	●											
6	介護福祉課	福祉係	各種申請受付事務（身体・精神・愛護手帳）	<ul style="list-style-type: none"> 各種受付事務 	<ul style="list-style-type: none"> ▶申請に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 	●											
7	介護福祉課	福祉係	各種手当申請受付事務（特別障害者（障害児福祉）、特別児童扶養手当）	<ul style="list-style-type: none"> 障害者、障害児に対する手当及び障害児に対する事業（県支給） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大ききく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 	●											

		★					＜基本施策＞					＜重点施策＞				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
				事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
8	介護福祉課	福祉係	障害福祉サービス費給付事業	・障害者の自立を支援するため介護給付や訓練等給付を行う。(居宅介護、生活介護、自立訓練、施設入所、就労支援等)	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。▼障害支援区分認定調査による情報は、自殺のリスクにもよりリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができ	●					児童生徒のSOSの出し方	子ども・若者対策			生活困窮者	
9	介護福祉課	福祉係	障害児通所給付費給付事業	・障害児の日中活動の支援を行う。(放課後デイサービス等)	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●										
10	介護福祉課	福祉係	身体障害者相談員	・行政より委託した身体障害者相談員による相談業務	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●	●	●							
11	介護福祉課	福祉係	保育関係事務	・保育関係事務	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				●	●				
12	介護福祉課	福祉係	放課後児童健全育成事業	・就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する	▼児童保育を通じて、保護者や子どもとの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どももがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●					●	●				
13	介護福祉課	福祉係	生活困窮者自立支援事業	・青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援	▼生活困窮者が、身近に困りごとの相談できる場を知り、必要に応じて関係機関と連携することで、自殺対策の機会になり得る。	●	●	●	●	●			●			
14	介護福祉課	福祉係	要保護児童対策地域協議会	・虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家庭で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげるよう、関係機関の連絡体制の強化	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●	●		●			●	
15	介護福祉課	福祉係	虐待等対策連絡協議会	・高齢者、障害者等に対する虐待や配偶者等への暴力等の防止策の推進を図るとともに、関係機関との相互の協力により、虐待等の防止を図る ・自殺事案や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた人の早期発見と対応を推進	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●	●					●	

		<基本施策>										<重点施策>			
		★	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー イ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
16	介護福祉課	福祉係	母子・父子・寡婦福祉に関する相談	・母子父子寡婦資金の貸付予約（修学支援資金、修学資金等）	▼相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	●	●								
17	介護福祉課	福祉係	配偶者暴力防止に関する相談	・DVに関する相談受付	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるといふ経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
18	介護福祉課	福祉係	ひとり親家庭等医療費助成事務	・ひとり親家庭等への医療費の助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接点があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●	●	●	●	●	●	●			●
19	介護福祉課	福祉係	児童扶養手当支給事務	・児童扶養手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接点窓口として活用し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
20	介護福祉課	福祉係	児童家庭相談	・要保護児童対策等	▼児童虐待が発生する状況下では、その家庭そのものの自殺リスクを上昇させる。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
21	介護福祉課	福祉係	民生・児童委員事務	・民生・児童委員が地域において、住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。	▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●	●	●	●	●	●	●			●
22	介護福祉課	福祉係	子育て支援センター運営委託料	・子育て家庭の保護者を対象に、専門職（保育士・看護師）が子育てに関する情報や親子でゆったり遊べる場所を提供するなどし、安心して子育てができる環境づくりを支援。	▼育児相談などを通じ、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●			
23	介護福祉課	福祉係	福祉安心電話（緊急通報システム）	・通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの生活の安全を確保するとともに、障害者の不安を解消する。	▼通報システムの設置を通じて、同居の者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
24	介護福祉課	福祉係	ほのぼのコミュニティ21推進事業	・地域の登録ボランティアによる見守りネットワーク	▼地域の見守り活動を行い、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。	●	●	●	●	●	●	●		●	
25	介護福祉課	福祉係	生活保護に関する事務	・生活保護に関する相談	▼生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアウトリーチするための機会となり得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	●
26	介護福祉課	福祉係	町を明るくする町民大会開催	・犯罪、交通事故など防止して明るいまちを目指す。	▼犯罪、交通事故が減少すれば、加害者、被害者が減少し自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●			

		★					＜基本施策＞				＜重点施策＞				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
						フ	ネ	人	啓	生	児	勤	高	生	
						ロ	ッ	材	発	き	ど	務	年	活	
						ー	ト	育	と	る	も	・	者	困	
						チ	の	成	周	支	若	経	者	者	
						ャ	強	成	知	援	者	営	者	者	
						ー	化	成	知	方	対	営	者	者	
						ト		成	知	方	策	営	者	者	
						活		成	知	方	策	営	者	者	
						用		成	知	方	策	営	者	者	
27	総務課	庶務係	交通安全対策事業	・交通事故防止対策	▼犯罪、交通事故が減少すれば、加害者、被害者が減少し自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●	●	●						
28	介護福祉課	介護保険係	介護相談に関すること	・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に対応する。	▼介護は本人や家族にとつての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、本人や家族が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。 ▼相談の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等々の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。 ▼職員に対してゲートキーパー研修を実施し、支援のつなぎを強化する。	●	●	●	●	●			●		
29	介護福祉課	介護保険係	介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関すること	・保険料の計算と徴収を行う。未納者には督促・催告を行い納付相談に対応	▼期限までに納付できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある場合もあり、潜在的なハイリスク層を把握する上でひとつの手段となり得る。 ▼徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に気づき、支援につなげる。 ▼つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。 ▼職員に対してゲートキーパー研修を実施し、支援のつなぎを強化する。									●	

		★											
		<基本施策>					<重点施策>						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
		ネットワーキングの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOSの出し方	子ども・若者対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者			
30	担当課等 介護福祉課	担当係 介護保険係	事業名 要介護・要支援認定（調査）に関すること	事業概要 ・介護認定調査員が自宅に訪問し、心身の状態について調査する。生活機能の低下の原因になった病状やけが、治療内容、心身の状態などについて記載した主治医意見書を取得する。介護認定審査会で審査・判定する。	自殺対策の視点を加えた事業案	▼介護は本人や家族にとつての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつなげる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、本人や家族が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。 ▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等々の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼心身の状態に関する情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な自殺対策（生きることの包括的支援）へつながり得る。 ▼つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。 ▼職員に対してゲートキーパー研修を実施し、支援のつなぎを強化する。	●	●	●	●	●	●	●
31	担当課等 介護福祉課	担当係 介護保険係	事業名 介護予防・生活支援サービス事業に関すること	事業概要 ・要支援認定者及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスを行う。 ・訪問型サービス（現行の訪問介護相当）・通所型サービス（現行の通所介護相当）に対して給付を行う。 ・事業対象者に対して訪問型・通所型短期集中予防サービスを行う。 （板柳町・地域包括支援センターへ委託）	自殺対策の視点を加えた事業案	▼介護は本人や家族にとつて負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつなげる危険もある。 ▼つなぐべき支援先や支援策を、介護事業者者に周知しておく必要がある。 ▼介護事業者者に対してゲートキーパー研修を実施し、支援のつなぎを強化する。 ▼基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた事業対象者に対して訪問型・通所型短期集中予防サービスを行うことにより、閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点とする。 ▼地域包括支援センターにゲートキーパー研修を実施し、自殺対策の視点を持ち、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化する。	●	●	●	●	●	●	●

番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
35	介護福祉課	介護保険係	総合相談・権利擁護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援（板柳町地域包括支援センターへ委託） 	<ul style="list-style-type: none"> 問題の種類を問わず総合的に相談を受けると、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキヤッチできる窓口となる。 訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きていくことの包括的支援（自殺対策）になる。 地域の住民、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等にゲートキーパー研修を実施し、自殺対策の視点をもち、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な関へつなぐ等の対応を強化する。 健康推進課と密接に連携し自殺対策を推進する。 										
36	介護福祉課	介護保険係	家族介護教室に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護についての正しい知識・情報・技術等を地域住民に普及する。（板柳町地域包括支援センターへ委託） 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者（家族）への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中等の防止に寄与し得る。 家族介護教室は、家族との接点を通じて、支援者（家族）の異変を察知する機会ともなり得る。 										
37	介護福祉課	介護保険係	成年後見制度利用支援事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度についての正しい知識と情報を地域住民に提供するとともに利用者への支援を行う。（板柳町地域包括支援センターへ委託） 	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 本人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 本人の自殺のリスクが高い場合は支援につなげる。 										
38	介護福祉課	介護保険係	介護相談員派遣事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 随時、介護に関する相談に応じる。自宅あるいは入院先等要請に応じ相談員を派遣する。（板柳町地域包括支援センターへ委託） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護は本人や家族にとつての負担が大きく、最悪の場合、心や殺人へつなげる危険もある。 本人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 										

		<基本施策>					<重点施策>									
★	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー イ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者	
39	介護福祉課	介護保険係	地域ケア会議	・地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア個別会議等で共有すること、自殺対策も念頭に置いて、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことができる。 ▼地域の住民、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等にゲートキーパー研修を実施し、自殺対策の視点をもち、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等への対応を強化する。 ▼健康推進課と密接に連携し自殺対策を推進する。											
40	介護福祉課	介護保険係	通所型短期集中予防サービス	・生活機能の低下がみられた対象者に対し、介護予防・生活支援サービスを行うことにより、閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、自殺のリスクが高い者に対しては適切な支援先へつなぎます。 (板柳町地域包括支援センターへ委託)	▼基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた事業対象者に対して通所型短期集中予防サービスを行うことにより、閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点とする。 ▼健康推進課と密接に連携し自殺対策を推進する。											
41	健康推進課	国保医療係	短期保険証・資格証発行に関する業務	・過年度分の滞納があるものに対し、短期保険証等の発行し、納税相談の場を設けている	▼保険料の滞納等、期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えている、困難な状況にあたり、可能性が高いと考える。その相談を通し、「生きる」ことの包括的な支援のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。											
42	健康推進課	国保医療係	限度額認定証及び標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関すること	・所得に応じて、医療費の窓口での支払いが、限度額まで済ませられるよう認定証を発行する	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用すること、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼健康問題は、自殺に至る主な理由の1つであり、申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高い。そのため申請の機会を、自殺のリスクが高い層との接点機会として活用し得る。											
43	健康推進課	国保医療係	妊産婦医療費10割給付に関すること	・妊婦に対し、県内の医療機関で外来受診する際、無料で受診ができる証明書を発行する	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。											
44	健康推進課	国保医療係	後期高齢者医療、保険料の賦課、収納に関すること	・保険料の賦課および保険料滞納者への納付勧奨と納付相談	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。											
45	健康推進課	健康推進係	母子保健 (不妊治療費助成事業)	・不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費を要する体外受精又は顕微授精による特定不妊治療に対し、治療費の一部を助成する	▼不妊に係る悩みや経済的負担は、自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会を、自殺のリスクが高い層との接点機会として活用し得る。											

		<基本施策>					<重点施策>								
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	★	1	2	3	4	5	6	7	8	9
						フ	ネ	人	啓	生	児	勤	高	生	
						ロ	ッ	材	発	き	童	務	齢	活	
						ー	ト	育	と	る	生	・	者	困	
						チャ	の	成	も	支	徒	若	者	窮	
						ート	強	周	若	援	の	者	対	者	
						活	化	知	対	出	出	対	策		
						用			策	方	方				
46	健康推進課	健康推進係	母子保健 (ハイリスク妊産婦アクセス支援事業)	・ 妊産婦が治療、出産、おそさんの面会等のために、周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成する ・ 子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康向上のため、乳児から18歳までの子どもが医療機関等に受診した場合の自己負担分をその保護者に給付する	▼申請時に、本人や家族から状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼給付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用すること等、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	健康推進課	健康推進係	母子保健 ・ 乳幼児医療費給付事業 ・ 子ども医療費給付事業 (小・中・高校生等) 妊産婦保健指導 ・ 母子手帳交付の保健指導 ・ 妊娠中期保健指導 ・ 妊娠時保健指導	・ 子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの健康向上のため、乳児から18歳までの子どもが医療機関等に受診した場合の自己負担分をその保護者に給付する ・ 妊娠期間から出産にむけて、母子の心身の健康を保持増進するために、保健指導を実施する	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼面接や訪問時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	健康推進課	健康推進係	新生児・乳幼児の家庭訪問等による保健指導 (産後うつスクリーニングの実施)	・ 育児に過剰な不安を抱いて、自分を責める傾向が強い産後へのうつ状態を早期発見し適切な支援を実施する ・ 育児の発達の状態を観察するとともに、子育てに関わる不安を軽減し、健やかに子どもを育てるための相談、支援を行う	▼相談者の中で、自殺リスクが高い物に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	健康推進課	健康推進係	乳幼児健康診査、子育てアンケート等	・ 小児科医師による乳児の心身の発育、発達の診察により異常の早期発見と、健やかな成長のために適切な保健指導を行う ・ 言語や心理面の発達において精密に健康診査を行う必要がある幼児に対し言語聴覚士や心理士などの専門家による詳細な検査を実施し、指導助言、関係機関につなげるなど必要な支援をする ・ 子育てアンケートから育児不安のある母に対して不安を軽減し、健やかに子どもを育てるための援助をする	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	健康推進課	健康推進係	子育て相談	・ 小児科医師による乳児の心身の発育、発達の診察により異常の早期発見と、健やかな成長のために適切な保健指導を行う ・ 言語や心理面の発達において精密に健康診査を行う必要がある幼児に対し言語聴覚士や心理士などの専門家による詳細な検査を実施し、指導助言、関係機関につなげるなど必要な支援をする ・ 子育てアンケートから育児不安のある母に対して不安を軽減し、健やかに子どもを育てるための援助をする	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	健康推進課	健康推進係	4か月7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診 ・ 1歳6か月および3歳児精神発達精密健康診査 ・ 1歳児健康相談	・ 小児科医師による乳児の心身の発育、発達の診察により異常の早期発見と、健やかな成長のために適切な保健指導を行う ・ 言語や心理面の発達において精密に健康診査を行う必要がある幼児に対し言語聴覚士や心理士などの専門家による詳細な検査を実施し、指導助言、関係機関につなげるなど必要な支援をする ・ 子育てアンケートから育児不安のある母に対して不安を軽減し、健やかに子どもを育てるための援助をする	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
52	健康推進課	健康推進係	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査	・ 幼児歯科保健の向上のため、歯科医師により口腔の状態を把握し、むし歯予防等口腔を健全に保つための専門的な指導を行う	▼子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援にもなり得る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
53	健康推進課	健康推進係	思春期教室 (赤ちゃんふれあい体験学習に関すること)	・ 核家族化、少子化により乳幼児とふれあう機会が少なくなった思春期の子どもたち(小学校5、6年生)に対し、乳児健診の場を利用して、乳児とふれあうことにより、育児の喜びや大変さ、命の尊さ、性の尊重について学ぶ教室	▼本体験学習への参加の機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な専門機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
54	健康推進課	健康推進係	母子保健 (発達に気になる子の親子指導)	・ 専門機関と連携し、発達にまつまつきがみられる幼児とその保護者に対し、遊びを通して居への適切な関わり方や、助言などを具体的に指導することで発達を促す教室	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応をすることで、包括的な支援を提供し得る。(そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

		<基本施策>					<重点施策>								
		★	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
55	健康推進課	健康推進係	総合健診 ・各種がん検診 ・特定健診・後期高齢者健診（集団・個別） ・若者健診 ・結核検診 ・肝炎ウイルス検診 ・歯科健診・相談 等	・20歳以上の住民に対して、がんの早期発見や、生活習慣病の発症予防と重症化予防のための健診（検診）を実施する	▼健康診香の機会をメンタルヘルスの把握の機会とすることで、健康問題からくる不安や悩みなどの問題がある場合には、相談につなげ詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。	●	●	●	●			●			●
56	健康推進課	健康推進係	健診結果報告会	・保健師、管理栄養士により、健診結果について対象者（精密検査の必要な人、生活改善の必要な人）に、個別に保健指導を実施する（アンケート調査等から生活状況等を把握）	▼結果説明会でのアンケートでメンタルヘルスチェックを合わせて行うことで、自殺リスクが高い受診者がいた場合、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。必要な場合には専門機関による支援につなぐなど、支援への接点となり得る。 ▼健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺のリスクの減少を図る。 ▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。	●	●	●	●			●			
57	健康推進課	健康推進係	保健指導事業 （健康相談・家庭訪問等）	・健診事後指導や健診未受診者対策、重症化予防対策のための家庭訪問 ・総合健康相談（心身の健康に関する総合的な指導・助言を所内での相談や所外で相談実施） ・窓口・電話相談	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼相談者の中で、自殺リスクが高い物に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等々の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●	●	●		●			●	
58	健康推進課	健康推進係	栄養改善・食育の推進業務に関すること（食生活改善推進員に関することを含む）	・生活習慣病の発症予防、重症化予防のために専門的知識を生かし、食生活改善推進員をはじめとする住民に栄養指導を実施する	▼適切な栄養摂取は、身体のみでなく心（脳）の発達にも影響することから、幼少期からの食生活がこころに健康づくりに影響する。 ▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。	●	●	●	●						
59	健康推進課	健康推進係	精神障害者への保健指導	・精神障害者保健福祉手帳の交付や更新時に、個別に面接による保健指導	▼精神障害を抱える当事者や家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくないため、個別に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●								
60	健康推進課	健康推進係	こころの健康づくり研修会 （専門家による講演会）	・精神保健についての正しい知識の普及・啓発を図り、こころの健康づくりを推進するための研修会を開催する	▼研修会の中でうつや自殺行動等を取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。 ▼研修会の開催に際して一般市民だけでなく、民生委員など関係機関を参集することで、相談があったとき早期に適切な対応ができる。	●	●	●	●						
61	健康推進課	健康推進係	ゲートキーパー養成講座 （自殺対策強化事業：人材育成）	・自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応をするため、専門知識や対処方法の理解を深める	▼地域のゲートキーパーとしての役割を担うため、自殺対策に関する研修を実施することで、早期に住民の真実を気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、適切な対応が可能となる。	●	●	●	●						

		<基本施策>										<重点施策>			
		★	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー イ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
62	健康推進課	健康推進係	このころの健康相談（司法書士による相談および保健師による随時相談）	・司法書士による相談（法的な相談により自殺の要因となる複雑な問題の包括的な解決を図る） ・保健師による個別相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い物に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●	●	●	●				●	
63	健康推進課	健康推進係	町民祭（健康コーナー）	・町民祭で健康コーナーを設け、町の健康実態の展示や、血圧・血糖測定、FMD検査（血管内皮機能）歯科健診・相談等から身体状況の把握し、心身の健康の重要性や健康診査の必要性など、健康に対する関心を高める	▼町民が集まる場において、自殺対策（心の健康づくり）を取り上げることで、住民への周知、啓蒙の機会として活用し得る。	●	●	●	●						
64	健康推進課	健康推進係	広報活動（広報紙への掲載・庁舎内での掲示）	・各種健康事業や相談事業等について、広報掲載や庁舎内での掲示による周知の徹底（各種健康相談、こころの健康相談等）	▼広報や掲示のテーマに、うつやこころの健康づくり、自殺予防についての対策などを取り上げること、関係事業の周知とともに、住民が心の健康づくりに関心を持つなどの啓蒙の機会になり得る。	●	●	●	●						
65	町民生活課	町民年金係	年金給付等相談に関する事	・国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	▼年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきつかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●	●								●
66	町民生活課	町民年金係	葬祭費の支出負担行為に関する事	・国民健康保険被保険者の死亡に対し、葬祭費の支給手続きを行う。	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えておられる方が多くおられる問題に於いて、そうした方を支援し、必要に応じて活用し得る。	●	●								
67	税務会計課	徴収係	窓口徴収業務に関する事 徴収猶予及び納期延長に関する事 滞納処分・整理に関する事	・町民から納税に関する相談の受付	▼納税に関する相談の際に、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を受けた場合、「板柳町のちを支えるネットワークフローチャート」を活用し、実際に様々な支援につなげられる体制を作る。また、相談窓口「こころの健康相談」のチラシを掲示し、必要に応じて情報提供を行う。	●	●								●
68	税務会計課	税務係	国税及び個人町民税の申告に関する事	・町民から前年の収入等についての申告を受け	▼申告相談の際に、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を受けた場合、「板柳町のちを支えるネットワークフローチャート」を活用し、実際に様々な支援につなげられる体制を作る。また、相談窓口「こころの健康相談」のチラシを掲示し、必要に応じて情報提供を行う。	●	●								●
69	産業振興課	地域振興係	相談窓口紹介ネットワーク事業	・困りごと相談の際、消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口に適切に案内する	▼消費生活上の困難など、困りごとを抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ・困りごと相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●	●								●
70	産業振興課	地域振興係	中小企業信用保証料補給事業	・企業が金融機関から運転資金・設備資金の借入を行う際の、負担軽減を図るため信用保証料を補給する	▼経営上の課題などの相談を受けた際、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●	●								●

		<基本施策>				<重点施策>										
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	★	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
						フ	ネ	人	啓	生	児	子	勤	高	生	
						ロ	ッ	材	発	き	童	ど	務	齢	活	
						ー	ト	育	と	る	生	も	・	者	困	
						チャ	ク	成	周	支	の	・	・	者	窮	
						ート	の		知	援	出	若	経	者	者	
						活用	強				し	者	営			
							化				方	対				
												策				
71	産業振興課	地域振興係	産業次世代人材投資事業	・新規就農された方が、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられ、かつ国が定める給付要件を満たせば、農業を始めから経営が安定するまで、最長5年間、年間最大150万円を給付	・経営・資金・農地の各分野のサポートチームが経営上の課題などの相談を受けた際、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●							●			
72	産業振興課	農業委員会	農地移動適正化あさせん事業	・農地保有の合理化を推進するため、農業委員会が農業振興地域内の農用地について権利移動のあっせんを行う事業	▼農地売却における相談をきっかけに、抱えている他の問題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●							●			
73	産業振興課	農業委員会	農地パトロール	・遊休農地や耕作放棄地の解消等を目的に、農業委員と農地利用最適化推進委員が町内農地全域を巡回する	▼遊休農地・耕作放棄地が生まれる原因には、経営上の問題の他に別の問題も抱えている可能性も高く、把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●							●			
74	地域整備課	地域整備係	公営住宅事務	・公営住宅の管理事務・公募事務	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	●										
75	地域整備課	地域整備係	公営住宅家賃滞納整理対策	・公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料取納率の向上を図るため、住宅課に公営住宅使用料取納嘱託員を設置	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ることによって、連携して問題解決へとつなげることができると見込める。	●										●
76	地域整備課	地域整備係	土木管理に関する事務	・道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	▼ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少なくない。様々な関係係機関の職員が一緒に巡回し必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。	●										●
77	地域整備課	地域整備係	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	・公園・児童遊園等の管理に関する事務 ・公園施設の維持補修に関する事務 ・公園等の整備に関する事務	▼地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。 ▼実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法(巡回等)の検討により、事業発生を防ぐ手立てとなり得る。	●										
78	地域整備課	地域整備係	除雪サポートモデル事業	・町内会等による除雪作業に係る経費補助	▼高齢者の一人世帯で雪片付けが困難であり、生活する上での気力を失っているケースがみられるため、町内会等でサポートしてもらおうことで、事業発生を防ぐ手立てとなり得る。											●
79	教育委員会 学務課	総務係	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、他にも様々な問題を抱えている可能性が考えられる。 ▼相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	●										●

		<基本施策>					<重点施策>								
		★	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
80	教育委員会 学務課	総務係	奨学金に関する事務	・奨学金に関する事務	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覽等のリーフレットを配布することと、支援先の情報周知を図ることとができる。	●									
81	教育委員会 学務課	総務係	学校職員ストレスチェック事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ることができ。	●							●		
82	教育委員会 学務課	総務係	いじめ防止対策事業	・各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。	●				●	●				
83	教育委員会 学務課	総務係	教育相談（いじめ含む）	・子どもへの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることとできる。	●					●	●			
84	教育委員会 学務課	総務係	スクールソーシャルワーカー活用事業	・スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●				●					
85	教育委員会 学務課	総務係	不登校児童生徒支援事業	(1)不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 (2)不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3)不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	▼不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性はある。	●				●					
86	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	キャリア教育事業	・学校・家庭・地域の協働による未来を担う人材の育成。一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基礎となる資質・能力の育成に努める。	▼様々な夢や目標を持って働いている人たちの出会いやふれあいを通して、高等学校・大学や職業に対する関心を高め、将来の自分の生き方を前向きに考える心を育む。	●	●	●	●	●	●				

		<基本施策>					<重点施策>								
★	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー イ ド の 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
87	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	子ども会育成連合会に関すること (子ども会わくわく体験学習)	・異なる年齢同士による集団活動をとおして、仲間意識と助け合う心を育み、地域活動の核となる子ども会リーダーの養成を図る。(板柳町の探検、サマーカーンプ等)	▼関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。 ▼主事やリーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことと、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●			
88	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	二十歳を祝う会に関すること	・新成人としての門出を祝福し、「成人」の自覚と郷土愛を持って心豊かな人生を歩めるよう、次代を担う若者たちにエールを贈る。 * R4. 4～成年年齢が18歳に引き下げとなったが町では今ままでおどおり20歳で開催。	▼青少年層は学校や会社等でつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することなどで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性はある。	●	●	●	●	●	●	●			
89	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	女性学級に関すること	・仲間づくりを大切にし、地域や家庭生活に係わる身近な問題を題材にした社会生活に適応するための知識や技能を学ぶ。	▼女性学級の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●	●		
90	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	男女共同参画に関すること	・女性団体協議会を先頭に、社会における女性の位置、役割を考える。	▼男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。 ▼本イベントのトークショーのテーマで自殺対策(生きることの包括的支援)を取上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会になり得る。 ▼地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●	●		
91	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	女性団体連絡協議会に関すること	・地域における女性の役割を考え、また、町の将来について話し合いながら女性の地位向上を目指す。	▼地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
92	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	成年教育に関すること (りんごの里気楽塾、ふるさと町民講座、ふるさと出前講座)	・生涯学習の推進と個人の余暇活動の充実を図るための学習機会を提供し、郷土の歴史と文化に誇りを持った人間性豊かな町民の育成を目的とする。一つのテーマについてしつくりとかつ気楽に学び、地域づくりに役立たせようというもの。 ・町及び関係機関の職員が講師となり、団体等の申請により講座を開催し、町民の町政に対する理解を深め、併せて生涯学習の推進を図る。	▼講義を通じて、地域内の自殺の状況や自殺対策に関する理解を深めてもらうことで、地域の「支え手」を育成する機会になり得る。 ※いざという時のつなぎ先を知っておいてもらえらるような工夫が必要である。 ▼講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することと、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることとができる。 ▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者	
93	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	学校支援地域本部事業に関する事 業(学校図書館の活用)	・地域住民が、学校を支援する活動等を通じて、地域の連 帯感を形成するとともに、子どもたちが多様な人々との関 わりの中で、確かな学力と豊かな人間性を獲得することがで きる社会づくりをめざし、地域の教育力の向上を図る。 ・管内5校に、ポランティアコアコーディネーターとして配置 し、保護者と学校、学校と行政、行政と保護者との橋渡し に努める。	▼地域学校協働活動推進員に対する研修会の際に、青少年の自 殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供 を行うことと、現状と取組についての理解促進を図れる。 ▼学校図書館を利用して、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策 強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示 や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知 を図ることができる。	●	●	●	●	●	●	●				
94	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	少年少女発明クラブに関する事 業	・管内の小中学生の「科学する心」を養ってもらうため、 国・県の補助金を指導。	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実 は青少年にとつての「SOS」である場合も少なくない。 ▼研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの 包括的支援)について情報提供を行うことにより、青少年向け 対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができ る。	●	●	●	●	●	●					
95	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	公民館サークルの育成に関する事 業	・りんごの里気楽塾で、終了した講座をサークル化し継続 活動してもらおう。	▼交流事業を通じて、コミュニケーションで自分の役割や有用性を見 出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●			●		
96	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	英会話教室に関する事 業	・英語指導助手や国際交流員より外国の言葉や文化を学ぶ ことで、国際理解を深める。	▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情 報収集の機会となる可能性もある。	●	●	●	●	●	●	●				
97	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	高齢者教育に関する事 業(いきいき 大学)	・高齢者の親睦を深め、自らが生きがいを感じ、健やかで 豊かな生活を送るための学習機会を提供する。	▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を 定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につな ぐ等、支援への接点となり得る。 ▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民へ の問題啓発と研修機会となりうる。	●	●	●	●	●	●			●		
98	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	町民図書館に関する事 業	・自分では高額で購入しにくい本や、書店では目にしにく い、いろいろな分類の本をゆくり見ることが出来る。	▼町民図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺 予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場と して活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策(生きることの包括的な支援)関 連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なく ない。 ▼学校に行きづらいつらいつ思っている子どもたちにとつて「安心し て過ごせる居場所」となり得る可能性もある。	●	●	●	●	●	●	●			●	

番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者	
99	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	子どもの読書活動推進事業 ・読書団体の育成に関すること ・まちかど文庫の維持管理に関すること ・読書推進事業に関すること ・学校図書館読書活動に関すること ・図書館ポータルサイトの管理に関すること	・幼年期から少年期における読書活動を通して、言葉や学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすること ができるため、読書の楽しさを知り、いつでも読書できる環境づくりをめざす。 ・子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備（ブックスタースタート0歳・3歳、おはなし会、読書推進関連講座等） ・家庭、地域、学校、関係機関が連携した読書活動推進体制の確立（板柳町読書のまち推進連絡会議等） ・子ども読書活動推進に関する啓発（広報、ポータルサイト等による啓発活動等）	▼町図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ▼学校に行きづらしいと思っている子どもたちにとっても「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。	●	●	●	●	●	●					
100	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	子ども同書養成講座	・司書としての知識や技術を学び、図書館の仕事を経験すること、児童の中に読書活動を推進するリーダーを育成すること。更に、育成したリーダーが学校・地域・家庭で読書の大切さ、楽しさを伝えていくことにより、町全体の読書活動の推進を図る。	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は書少年にとつての「SOS」である場合も少なくない。 ▼研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができ	●	●	●	●	●		●				
101	教育委員会 生涯学習課	生涯学習係	家読（うちどく）推進事業	・家族のコミュニケーションを図る一つの手段として、家族一緒に読書を楽しむ「家読（うちどく）」を推進することとで、家族の絆をさらに深め、読書活動を通じた家庭教育の充実を図る。（家読用図書各学校への貸出など）	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は書少年にとつての「SOS」である場合も少なくない。 ▼研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができ	●	●	●	●	●	●					●
102	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	県下席書大会に関すること	・日頃研鑽した書道の成果を發揮する機会を提供し、書道を通しての自己鍛練と芸術への関心を喚起する。	▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。	●	●	●	●	●	●					
103	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	佩作り教室	・作る喜びと遊ぶ楽しさを親子で体験しながら、伝承文化に親しむ。	▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。	●	●	●	●	●	●					●
104	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	板柳町文化賞に関すること	・文化活動で活躍した町民の功績を顕彰、奨励し、文化活動の振興を図る。	▼表彰されることにより、自己向上や生きる希望になり得る	●	●	●	●	●	●					●
105	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	板柳町スポーツ賞に関すること	・スポーツで活躍貢献した町民を顕彰、奨励し、スポーツの振興を図る。	▼表彰されることにより、自己向上や生きる希望になり得る	●	●	●	●	●	●					●
106	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	子ども文化伝承教室に関すること （構型づくり教室、キッズスペースホリデー教室）	・守り伝えられてきた町の歴史、伝統文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養する。	▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。	●	●	●	●	●	●					●

★	＜基本施策＞					＜重点施策＞									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー リ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
107	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	少年教育に関すること（キッズ・リディ 文化教室）	・ポランテニアが、趣味などの得意分野を生きかし指導。 様々な体験の機会を豊富に豊かな人間性を育てる。（陶 芸・お花・Jrバンド・七福神舞）	▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情 報収集の機会となる可能性もある。	●	●	●	●	●	●	●			
108	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	町民祭、町民芸能発表会に関するこ と	・日頃の成果を発揮する機会を提供し、町民の芸術への関 心を喚起する。	▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の 大切さについて考える機会を提供し得る。ユニティで自分の役割 ▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニケーションで自分の役割 や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与 し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
109	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・文化係	遺跡、史跡の保護に関すること（文 化財パトロール；文化財保護指導 員）	・指定文化財、史跡等の現状を把握し、文化財の保護、保存に努め る。	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実 は青少年にとつての「SOS」である場合も少なくない。 ▼パトロール等の際に、徘徊する青少年の現状の把握や情報提 供をしてみよう。	●									
110	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	町民スポーツイベントに関すること （町民ソフトボール大会・町民ソフ トハレーボール大会）	・世代間の交流、親睦を深め、地域の連帯意識と組織力の 強化を図る。また、町民が生涯を通してスポーツに親しむ ことによって、融和と活力のある町づくりを推進する。	▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の 大切さについて考える機会を提供し得る。 ▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニケーションで自分の役割 や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与 し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
111	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	各協会主催事業の支援等	・就業形態の変化や高齢化の進行により、スポーツ活動に 対するニーズが高度化、多様化する傾向にある。そのよう な中で、町民の生活へスポーツを定着させ、スポーツ活動 を通じて町民が心身ともに健康で喜びと感動に満ちた生活 を送ることができよう、生涯スポーツの推進に努める。 ・町民争奪大会・防犯少年野球大会・小学校防犯ソフ トボール大会・町民卓球大会・360歳野球大会・町民ボ ウリング大会・新春マラソン大会・町民ナイターソフトバ レー大会	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社 会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援すること で、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接点を図れる可能 性がある。	●	●	●	●	●	●	●			
112	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	スポーツ少年団に関すること	・各小学校単位での活動ではなく、町単位でのスポーツ交流 を目指す。	▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニケーションで自分の役割 や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与 し得る。	●	●	●	●	●	●	●			
113	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	スポーツ団体等全国大会出場補助金 激励事業に関すること	・優秀な成績を収めた各種団体に対して、激励する。	▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニケーションで自分の役割 や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与 し得る。	●	●	●	●	●	●	●			

★	＜基本施策＞					＜重点施策＞									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー リ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
114	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	町民体力テストに関すること	・町民の体力の把握。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
115	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	軽スポーツ教室・大会	・手軽にできる軽スポーツの機会提供と推進。 (ユニバーサル大会等)	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。	●	●	●	●	●	●	●		●	
116	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	・町体育協会に関すること ・県民体育大会に関すること	・スポーツに対する意識の高揚と町民の一体感を盛り上げ、スポーツの振興を図る。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
117	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	県民駅伝競走大会に関すること	・市町村対抗による駅伝を通し、町民の一体感を盛り上げ、スポーツの振興を図る。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
118	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	県民スポーツ・レクリエーションに関すること	・県レベルでのスポーツ・レクリエーション大会へ参加し、交流を図る。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
119	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	りんごの里板柳まるかじりウオーク大会に関すること	・風景を楽しみながら、町内特設コースを歩き、参加者の健康づくりと互いの交流を図る。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
120	教育委員会 生涯学習課	スポーツ・ 文化係	総合型地域スポーツクラブに関すること（りんごの里スポーツクラブ）	・生涯にわたってスポーツを楽しむことができ「場」を地域につくり、定着させ、そのクラブを通じて生涯スポーツ社会の創出に貢献することを目的とし、地域に住む人の生涯スポーツの拠点として、誰もが求める環境づくりを目指す。	▼交流事業を通じてコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	●	●	●	●	●	●	●		●	
121	上下水道課	業務管理係	水道料金等徴収業務に関すること	・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務	▼水道料金等を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、課員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活困難に陥っている家庭に対して、課員が必要に応じて関係課等へ連絡の体制をとれる可能性がある。	●	●							●	
122	板柳中央病院	業務管理係	病院運営	・地域住民が身近なところで必要な医療を受けられるため、近隣地域の病院や診療所との適切な役割分担のもと、医療の提供を行う	▼自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での、地域の拠点となり得る。	●	●								
123	板柳中央病院	地域連携室	地域連携室等に関すること	・病院受診者を中心とした地域住民から医療、介護、福祉等に関する各種相談を受け付ける	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等々の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●		●					●	
124	板柳中央病院	業務管理係	未収金の管理、督促、徴収に関すること	・公立病院の滞納受診料・入院料の効率的収納と自主納付を促進し、収納率の向上を図る	▼医療費滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えているケースが多くみられるため、支援につなげる体制の充実を図る。	●	●							●	

		★					<基本施策>				<重点施策>				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9					
番号	担当課等	担当係	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	フ ロ ー チ ャ ー ト 活 用	ネ ッ ト ワ ー ク の 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S の 出 し 方	子 ど も ・ 若 者 対 策	勤 務 ・ 経 営	高 齢 者	生 活 困 窮 者
125	ふるさとセン ター	業務管理係	施設の管理運営の相互調整に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理に関する事務 ・各施設の維持補修に関する事務 ・各施設の整備に関する事務 	<p>▼施設が自殺発生の発地となりうる場合は、当施設を対策の拠 点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスルク地対策を 進めることができる。</p> <p>▼実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法（巡 回等）の検討が必要となる。</p>	●	●		●			●	●	●	●

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制等

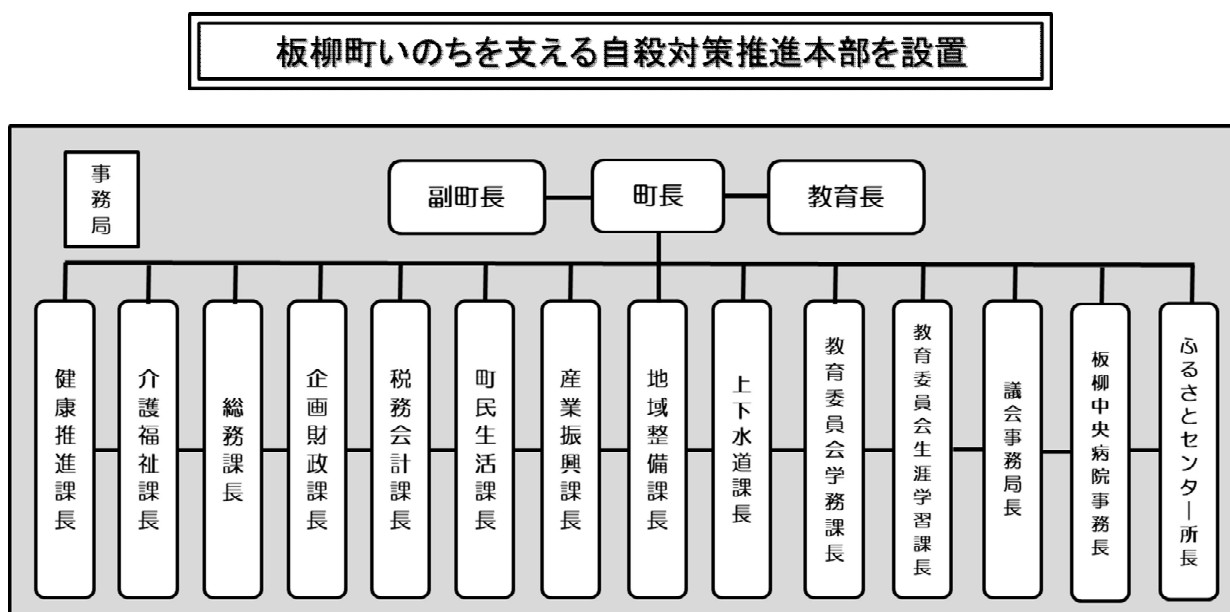
「板柳町いのちを支える自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係課等の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、行政や関係機関で構成する「板柳町健康づくり推進協議会」において、連携の強化を図り、社会全体での取組を推進します。

① 板柳町いのちを支える自殺対策推進本部

板柳町庁内において、町長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、町長の強いリーダーシップのもと、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

「板柳町いのちを支える自殺対策推進本部」



② 板柳町健康づくり推進協議会

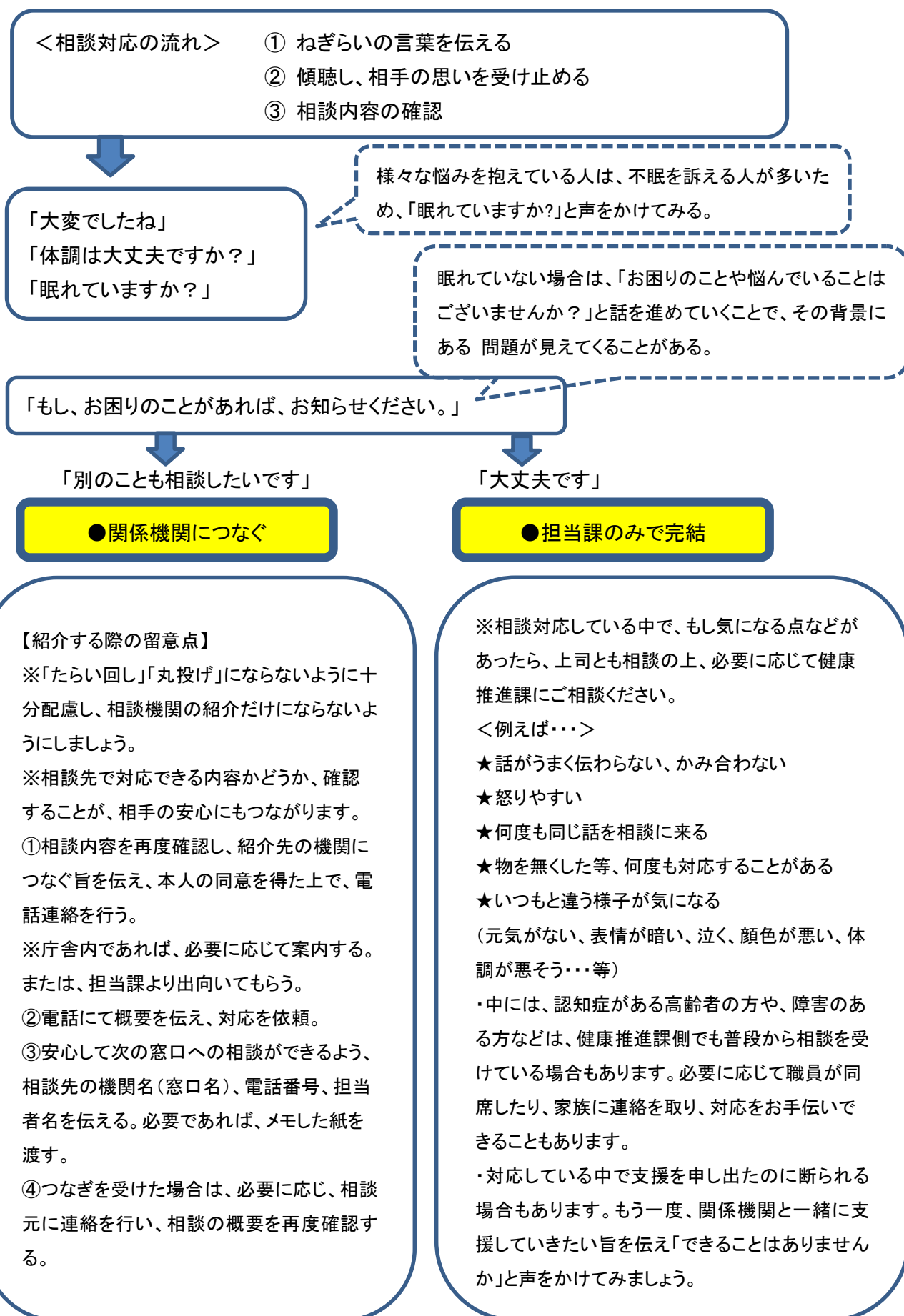
医療、保健、介護・福祉、議会、児童、保健所、教育、商工労働、警察・消防等の町内外の幅広い関係機関で構成されるメンバーにおいて、当町の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

③ 自殺対策の担当課・担当者(「計画策定」事務局)

本計画の担当課(計画策定事務局)は健康推進課とします。

資料編

板柳町いのちを支えるネットワークフローチャート



窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いか分からない人、相談内容をたくさん抱えている人など、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の方もいるかもしれません。

相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応できればと思います。

・・・ 主な相談窓口 ・・・

内容	相談窓口	電話番号	備考
消費者問題等に関する相談窓口を案内する	産業振興課	73-2111 (内線320)	
生活保護、福祉サービスに関する相談	介護福祉課	73-2111 (内線111)	
生活、福祉に関する心配・困りごと相談	社会福祉協議会	72-1161	
高齢者の介護等に関する相談	地域包括支援センター	79-2116	
心の悩み、健康上の相談	健康推進課	73-2111 (内線185)	
どこに相談していいかわからない	健康推進課	73-2111 (内線185)	

板柳町いのちを支えるネットワークの手引きについて

●背景および目的

自殺の背景には、様々な「危機要因」が潜んでおり、それらが連鎖しながら自殺の危機経路を形成している。そのため、相談者の複雑かつ多様な相談ニーズに対し、各種相談窓口が連携して適切に応えられるネットワークが必要である。

最近、当町では、高齢化により認知症と思われる方への対応や、中には障害のある方など、一見窓口対応している中で気づきにくい、それが分からず対応に苦慮する状況も見られている。その場合、根本的な原因に気づき、関係課と連携して対応していく必要がある。

●方法

手引きを活用した窓口対応を参考に、全職員が一貫した対応を行う。

また、青森県障害福祉課が作成した「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」も併せて活用。

※年度末に対応したケースの件数を確認します。

＜町民意識調査票＞

令和4年度 板柳町健康指標(健康意識・生活習慣)調査

あなたの生活と健康についてお聞きします。この用紙を記入し健診結果説明会にご持参ください

氏名	フリガナ	世帯主		健診受診日 R4年 月 日
	男 女			
生年月日	T・S・H	年 月 日	(歳)	面接日 R4年 月 日
電話番号	-	世帯番号	~	担当者

質問1 あなたの職業を教えてください

1. 農業 2. 自営業 3. 会社員 4. 専業主婦 5. 無職 6. その他()

具体的な仕事の内容 _____

質問2 同居家族(本人以外)は何人ですか (人)

1. 夫 2. 妻 3. 子ども(人) 4. 子の妻 5. 子の夫 6. 孫(人) 7. 父(舅)
8. 母(姑) 9. 祖父 10. 祖母 11. その他()

○出稼ぎ、単身赴任等で別居中の家族 1. あり() 2. なし _____

質問3 あなたの一日の生活時間を教えてください

1. 起床	時 分頃	6. 朝食	時 分頃 ・ 食べない
2. 仕事(午前)	時 分~ 時 分	7. 昼食	時 分頃 ・ 食べない
3. 休憩(昼寝)	時 分~ 時 分	8. 夕食	時 分頃 ・ 食べない
4. 仕事(午後)	時 分~ 時 分	9. 間食	時 分頃 ・ ほとんど食べない
5. 就寝	時 分頃		時 分頃 ・ ほとんど食べない

質問4 あなたの日常生活についてお聞きします

1. 日常の家族関係 : 不満 やや不満 まあまあ満足 満足
2. 自分の家族の健康状態 : 不満 やや不満 まあまあ満足 満足
3. 仕事 : 不満 やや不満 まあまあ満足 満足
4. 金銭的(経済的)なこと : 不満 やや不満 まあまあ満足 満足
5. 夜中の12時以降に寝ることが週に3回以上ありますか はい・いいえ・どちらともいえない
6. 週に一日以上の休みをとっていますか はい・いいえ・どちらともいえない
7. 疲れているのに眠れない日が、2週間以上続いていますか はい・いいえ・どちらともいえない
8. 食欲がなく、体重が減ったと思いますか はい・いいえ・どちらともいえない
9. だるくて意欲がわかないことがありますか はい・いいえ・どちらともいえない

質問5 あなたは現在の生活に「生きがい」を感じていますか

1. とても感じる 2. まあまあ感じている
3. あまり感じない 4. 生きがいを感じない

質問6 あなたはふだん、自分で健康だと思いますか

1. 非常に健康だと思う 2. まあまあ健康だと思う
3. あまり健康ではない 4. 健康ではない

質問7 あなたはふだん、健康のために何か実践していることはありますか

1. ある 2. なし
↓ 上の間で「1」と答えた方にうかがいます。

質問7-1 あなたが健康のために実践していることはどんなことですか

1. 食事バランスを考えて食べる 2. 運動の習慣がある 3. 禁煙 4. 標準体重を維持する
5. 薄味をこころがける 6. お酒の飲みすぎに注意する 7. その他()

質問8 あなたの家では、一週間に家族そろって食事をするのは何回位ですか

1. 一日1回以上 2. 一週間に3回位 3. 一週間に1回位
4. ほとんどない 5. 家族がいない

質問9 あなたは、一日3食たべますか

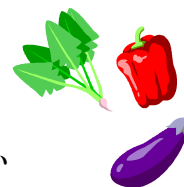
1. 3食たべる 2. 一日2食しかたべない（欠食するのは 朝・昼・夕）

質問10 あなたは野菜（つゆもの以外）を一日350g以上（生野菜なら両手1杯程度、火を通した物なら片手1杯程度）食べていますか

1. 毎日食べている 2. 時々（週2～3回）食べている
3. 食べているが量がわからない 4. ほとんど食べない

質問11 あなたは、外食を何回位しますか

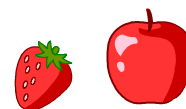
1. 一日2回以上 2. 一日1回
3. 一週間に1～2回程度 4. 週3～4回程度 5. ほとんどしない



質問12 あなたは、間食（水、お茶以外）をしますか

1. ほとんど毎日する 2. 一週間に5回以上する
3. 一週間に1～2回程度する 4. ほとんどしない

↓ 上の間で「1、2、3」と答えた方にうかがいます。



質問12-1 あなたは、間食（飲み物を除く）としてどのようなものをとりますか

1. 菓子類 2. 主に果物 3. その他（ ）

質問12-2 あなたは、間食（飲み物）としてどのようなものをとりますか

1. 缶コーヒー・コーラなど市販の砂糖入り飲料をよく飲む 2. りんご・みかんなど果汁100%ジュースをよく飲む
3. コーヒーや紅茶に砂糖を入れて作ったものを飲む 4. その他（ ）

質問13 あなたは、日頃から日常生活の中で、仕事以外にからだを動かすなどの運動を実施していますか

1. はい 2. いいえ

↓

質問13-1 上の間で「1」と答えた方は、運動の内容と時間についてお知らせください

1. ほとんど毎日（運動の内容 ）（1日の時間 時間・ 分）
2. 週3～6回（運動の内容 ）（1回の時間 時間・ 分）
3. 週2回（運動の内容 ）（1回の時間 時間・ 分）
4. 週1回（運動の内容 ）（1回の時間 時間・ 分）

質問14 1日に歩く歩数がわかる方のみ、およそ一日の歩数をお答え下さい

およそ（ ）歩

質問15 あなたは、ストレスを感じますか

1. いつも感じる 2. 時々感じる 3. あまり感じない

↓ 上の間で「1、2」と答えた方にうかがいます

質問15-1 あなたは、自分なりのストレス解消法を実施していますか

1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 解消法がわからない

質問16 あなたは、気分が沈んでゆううつになることがありますか

1. いつもある 2. 時々ある 3. ない

質問17 あなたは睡眠が十分にとれていると思いますか

1. 十分とれている 2. まあまあとれている 3. あまりとれていない

裏面の記入もお願いします

質問18 あなたはうつ病の症状(食欲がない・眠れない・体重減少等)を知っていますか

1. よく知っている 2. まあまあ知っている 3. あまり知らない

質問19 自分は「うつ」ではなかつたことはありますか

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない

質問20 死にたいと思ったことはありますか

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない

質問21 自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)を知っていますか

1. はい 2. いいえ

質問22 こころの相談窓口ネットワーク(相談機関)を知っていますか

1. はい 2. いいえ

質問23 毎月1回、町で「こころの健康相談」を実施していることを知っていますか

1. はい 2. いいえ

質問24 あなたは「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがありますか

1. はい 2. いいえ

質問25 産業振興課担当の「相談窓口紹介ネットワーク事業」を知っていますか

1. はい 2. いいえ

質問26 あなたは、たばこを吸いますか。該当する番号に○をつけ、1に該当する場合は、たばこの一日の本数と吸い始めてからの年数を記入してください

1. 吸っている(本/日× 年) 2. 以前は吸っていた 3. 吸ったことはない

↓ 上の問で「1」と答えた方は、次のどれにあてはまりますか。

1. やめたいと思わない 2. 本数を減らしたいと思っている
3. やめたいと思っている (・1か月以内 ・3か月以内 ・6か月以内 ・1年以内)



質問27 あなたは、たばこが健康に与える影響についてどう思いますか。それぞれの病気について、あてはまる番号に1つ○印をつけてください

<ア 肺がん>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<イ 喘息>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<ウ 気管支炎>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<エ 心臓病>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<オ 脳卒中>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<カ 胃潰瘍>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる 2. どちらとも言えない
3. たばこと関係ない 4. わからない

<キ 妊娠への影響(低出生体重児や流産・早産など)>

1. たばこを吸うと影響を受ける
2. どちらとも言えない
3. たばこ関係ない
4. わからない

<ク 歯周病(歯槽膿漏など)>

1. たばこを吸うとかかりやすくなる
2. どちらとも言えない
3. たばこ関係ない
4. わからない

質問28 あなたは、週に何日位お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲みますか

1. 毎日
2. 週5~6日
3. 週3~4日
4. 週1~2日
5. 月1~3日
6. やめた(1年以上やめている)
7. ほとんど飲まない(飲めない)

↓
上の間で「1、2、3、4、5」と答えた方にうかがいます。

質問28-1 お酒を飲む日は一日あたり、どれくらいの量を飲みますか。清酒に換算してください

1. 1合(180ml)未満
2. 1合~2合(360ml)未満
3. 2合~3合(540ml)
4. 3合~4合(720ml)未満
5. 4合~5合(900ml)未満
6. 5合(900ml)以上



清酒1合(180ml)は次の量に相当します。

- ・ビール・発泡酒中瓶1本(500ml) ・ワイン2杯(240ml)
- ・焼酎20度(135ml)、焼酎35度(80ml)
- ・酎ハイ7%(350ml) ・ウイスキーダブル1杯(60ml)

質問29 あなたは、健康のために適度な一日の飲酒量は、次のうちどれだと思いますか

1. 清酒1合(ビール中瓶1本)
2. 清酒2合(ビール中瓶2本)
3. 清酒3合(ビール中瓶3本)
4. わからない

質問30 あなたは、一日何回歯みがきしますか

1. 3回
2. 2回
3. 1回
4. みがかない日もある

質問31 あなたは、定期的(年1回程度)に歯科検診を受けていますか

(該当する番号に○印をつけてください。)

1. 受けている(・年1回・年2回・年3回以上)
2. 受けていない

質問32 あなたは、歯間ブラシや糸ようじを使用して歯磨きをしていますか

1. 使用している
2. 時々使用する
3. 使用していない

質問33 あなたの歯(入れ歯は除く)は、現在何本ありますか

()本 わからない方は、鏡で見てください!!

質問34 あなたはロコモ(ロコモティブシンドローム、運動器症候群)ということばについて知っていますか?

1. 内容を知っている
2. ことばは聞いたことはあるが、内容はわからない
3. 知らない

質問35 あなたは慢性閉塞性肺疾患(COPD)ということばについて知っていますか?

1. 内容を知っている
2. ことばは聞いたことはあるが、内容はわからない
3. 知らない

ご協力ありがとうございました

板柳町健康推進課 保健師

板柳町いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、板柳町いのちを支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は健康推進課長をもって充て、副会長は健康推進課長補佐をもって充てる。

- 4 会員は、別表第1に掲げる課長等が指名する職員をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長は、必要に応じて作業部会を招集し、これを主宰する。
- 8 会長は、作業部会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び作業部会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

別表第1

健康推進課長、介護福祉課長、総務課長、企画財政課長、税務会計課長、町民生活課長、産業振興課長、地域整備課長、上下水道課長、教育委員会学務課長、教育委員会生涯学習課長、議会事務局長、ふるさとセンター所長、板柳中央病院事務長
--

自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

板柳町健康づくり推進協議会委員名簿

R5.5.1

区分	所属	職名	氏名	備考
医療関係者	板柳中央病院	院長	照井 健	
	田中外科内科医院	院長	田中正彦	会長
	渡部胃腸科内科	院長	渡部 司	
	久米田歯科	院長	久米田 讓	
保健関係者	板柳町保健衛生協力委員	代表	成田 のり子	
	板柳町食生活改善推進員	会長	櫻庭 智子	
介護・福祉関係者	板柳町社会福祉協議会	会長	三戸 武	
	社会福祉法人鶴住会	理事長	村上 倫子	
	板柳町民生児童委員協議会	会長	永澤 義男	
	板柳町地域包括支援センター	管理者	葛西 祐子	
	板柳町身体障害者福祉会	会長	田澤 亮	副会長
	板柳町老人クラブ連合会	会長	三戸 武	
議会関係者	板柳町議会福祉建設文教常任委員会	委員長	鈴木 清孝	
児童関係者	主任児童委員		成田 千鶴子	
	板柳第二保育所鶴住	所長	齊藤 育子	
学識経験者			大屋 俊考	
			竹 浪 均	
			鬼武 由美子	
保健所	弘前保健所	所長	齋藤 和子	
教育関係者	板柳町校長会	会長	三橋 信	
商工労働関係者	板柳町商工会	会長	名越 勉	
警察・消防関係者	弘前警察署	署長	半澤 一人	
	板柳消防署	署長	藤田 茂樹	

※任期: 令和5年5月1日～令和7年4月30日(2年間)